瑞穂町新庁舎建設基本計画

平成２７年５月

目次　　ページ

１　現庁舎の現状及び課題
（１）建設経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（２）現庁舎の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（３）現庁舎の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

２　庁舎建設の基本的な考え方及び条件整理
（１）地方自治法上の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（２）町の既定計画における位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・７
（３）計画における将来人口等・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（４）各種法規制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（５）敷地の周辺環境と将来の開発計画・・・・・・・・・・・・・・１０
（６）自然環境条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（７）立川断層に関する調査状況・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（８）敷地へのアクセス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（９）町民、職員の意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（１０）瑞穂町新庁舎建設基本計画協議会の意見・・・・・・・・・１３

３　新庁舎建設の方針
（１）新庁舎の建設基本コンセプト・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（２）新庁舎機能の整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
（３）新庁舎機能の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

４　新庁舎の規模・構造
（１）新庁舎の規模の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
（２）駐車場及び駐輪場の規模の算定・・・・・・・・・・・・・・・２５
（３）新庁舎の構造の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７

５　新庁舎の配置
（１）配置計画の検討の条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
（２）配置計画の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
（３）施工計画の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
（４）新庁舎と既存庁舎の接続部分について・・・・・・・・・・・・３４

ページ

６　事業手法及び発注手法の検討
（１）事業手法の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
（２）発注手法の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８

７　事業費と建設スケジュール
（１）事業費の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
（２）維持管理費（ライフサイクルコスト）の検討・・・・・・・・・４２
（３）財源の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
（４）建設スケジュールの検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３

８　その他資料
（１）アンケート調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
（２）ＢＥＭＳ（ビルディング・エネルギー管理システム)・・・・　５８
（３）瑞穂町新庁舎建設基本計画協議会　要綱・名簿・検討経過・・６１

1　現庁舎の現況及び課題

（1）建設経緯

町の庁舎は、昭和３５年の当初建設以後、昭和４３年、昭和５６年・５７年に増築しました。その後、人口の増加、行政需要の増加・多様化や地方分権の進捗、組織の改編への対応からスカイホールや保健センター等に事務室を移転し、さらには３つのコミュニティセンターでの住民票や税関係証明書の発行など、機能を強化・分散しながら行政活動を継続しています。

（2）現庁舎の現況

① 現庁舎の建設年月日、構造、規模

昭和３５年建築　鉄筋コンクリート造２階（**以下「Ａ棟」という。**）
延べ床面積　１，０４１．１９㎡

昭和４３年建築　鉄筋コンクリート造２階（**以下「Ｂ棟」という。**）
延べ床面積　４５７．９７㎡

昭和５６・５７年建築　鉄筋コンクリート造地下１階、地上４階
（以下「新棟」という。）
延べ床面積　２，３２４．２５㎡
延べ床面積の計　３，８２３．４１㎡
現敷地（Ａ棟・Ｂ棟・新棟）の面積　２，８３０．２４㎡

② 耐震診断結果と対応状況

平成２４年１１月にＡ棟及びＢ棟の耐震診断を実施した結果、Ａ棟について耐震性能の不足が判明しました。構造耐震指標（Ｉｓ値）が１階、２階ともに０．６を下回り、震度６以上の大地震の際に倒壊、または崩壊する危険性が高いこと、及び建設から５３年を経過していることから、耐震補強工事施工による施設の継続的使用を断念しました。

以後、来庁者及び職員の安全確保のため、旧庁舎移転計画に基づき仮庁舎建設や庁舎改修工事等を施工し、Ａ棟にあった事務室を移転しました。Ａ棟は平成２７年３月に解体工事を完了予定です。

現況配置図

N
仮庁舎
庁用車
駐車場
民間アパート
一部地域包括
支援センター
4.000
53.336道路境界線
機械室
管理棟
3.500
9.000
3.500
16.000
A棟
平成２７年３月解体
B棟
7.000
51.531
道路境界線
町民
会館
渡り廊下
49.800 道路境界線
新棟
5.960
45.011 道路境界線
3.757
8.800

（3）現庁舎の課題

① 防災拠点としての機能

ア）耐震性

庁舎は、現行の耐震基準で建築されていますが、近年、他自治体で導入事例がある免震構造の建築物ではありません。

イ）防災拠点機能

庁舎は、災害時には防災拠点として機能するために、十分な防災拠点機能を備えることが必要です。災害時の機能維持のためのバックアップ機能など、さらなる充実が求められます。

② 事務室の状況

現在、事務室は、新棟、Ｂ棟、仮庁舎、スカイホール、リサイクルプラザなどに分散していることから、来庁者にとって利便性が低下しています。また、仮庁舎と民間アパートの一部を賃借していますが、家賃を支払いながらの行政サービス提供となっています。

事務室の状況

部名	課名	事務室の場所
町長室・副町長室		新棟２階
議会事務局		新棟３階・４階
企画部	企画課、秘書広報課、総務課	新棟２階
	管財課	仮庁舎１階
住民部	住民課、税務課	新棟１階
	地域課	Ｂ棟２階
	環境課	リサイクルプラザ１階・２階
福祉部	福祉課	Ｂ棟１階
		あすなろ児童館１階
		子ども家庭支援センターひばり１階
	高齢課	Ｂ棟１階
	健康課	保健センター１階
都市整備部	都市計画課、建設課、産業課	仮庁舎１階
会計課		新棟１階
教育委員会　教育長室		スカイホール２階
教育部	教育課、指導課、社会教育課	
	図書館	図書館１階
		けやき館１階

③ 建築物の老朽化の状況

庁舎は、給排水設備等の老朽化が進み、建物や設備の補修及び改修に毎年多くの費用を支出しています。また、エネルギー効率も低いことから、維持管理費も増加傾向にあります。

④ 窓口の状況

窓口は、来庁者の利便性を考慮し、関連部署を極力集約していますが、さらに合理的な検討が必要です。また、スペースが十分に確保できないことから、相談者のプライバシー確保や、子ども連れの来庁者への対応では、十分な配慮がなされていない状況です。

⑤ バリアフリー対策、ユニバーサルデザイン（※）の状況

東京都は、東京都バリアフリー条例、ならびに東京都福祉のまちづくり条例に基づくバリアフリー対策を推進していますが、現在は、だれでもトイレや、スロープなど個別の対策にとどまっています。エレベーターも現在の基準より狭隘です。今後は総合的な検討が必要です。

⑥ 省エネルギー対策の状況

施設自体が古いことから施設改修時にはエネルギー効率の高い設備を設置していますが、抜本的な対策は取られていません。環境への配慮と維持管理費の低減を図るための徹底した対策が必要です。

⑦ ＩＣＴ化に対応する設備の状況

行政サービスのＩＣＴ化に伴い、新たなＩＣＴ機器の設置や、ネットワーク回線の構築が必要ですが、設備面において限界が生じています。行政サービスの効率化のためには、急激に進歩するＩＣＴ化に対応できる設備の構築が必要です。

※「ユニバーサルデザイン」とは、建物、製品、環境等をつくる際に、高齢者や障がい者だけでなく、すべての人にとって利用しやすく配慮されたものをつくる考え方です。

２　庁舎建設の基本的な考え方及び条件整理

（１）地方自治法上の位置付け

地方公共団体の庁舎は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第４条第２項により「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」とされています。

（２）町の既定計画における位置付け

① 第４次瑞穂町長期総合計画

基本計画　第６章　第２節　１　行財政運営

利用しやすい庁舎への改善

「施設の安全性の確保と、来庁者が利用しやすく、かつ効率的な事務処理を行うことができるよう庁舎の改善につとめるとともに、施設を拡張します。」

② 瑞穂町耐震改修促進計画

町有建築物の耐震化の目標

「町有建築物のうち防災上重要な建築物（町役場庁舎、避難所、・・・・）の耐震化率の目標を平成２７年度までに１００％とします。」

③ 瑞穂町都市計画マスタープラン

Ⅰ　全体構想　第２章　将来都市像　３．将来都市構造

拠点構成　みずほの街交流拠点

配置方針

「各種公益施設が集中している町役場周辺をみずほの街交流拠点として位置づけます。」

形成方針

「各種公益施設の拡充整備・集約化、潤い空間やオープンスペースの確保・修景化などをはかり、町全体をサービスする中枢的な諸機能が集積立地する都市サービス・コミュニティの中心拠点を形成していきます。」

Ⅱ　地区別構想　第４章　地区別構想　１．中心地区

２）地区の整備構想

（１）土地利用の方針

公益サービス地

「町役場やビューパークおよび第一小学校周辺を公益サービス地として位置づけ、既存施設の機能充実や有効利用をはかるとともに、情報サービス・防災施設の充実、建築物の耐震や不燃化などをはかっていきます。」

（２）都市施設整備の方針

町役場庁舎

「旧庁舎移転計画にもとづき、公共施設の安全確保や来庁者が利用しやすい施設整備をすすめます。」

（３）地区景観形成の方針

③都市景観の創出

・わかりやすい美しい公益施設（集積）地の景観形成

「町役場やビューパーク周辺などの公益施設の集積地においては、機能面のみならず景観的にも優れた空間整備が望まれ、建築物は公益施設としてふさわしいデザインとしつつも、その中に瑞穂らしさやシンボル性を付加させ、また、敷地内緑化や道路施設・案内施設のデザイン・修景化をはかり、わかりやすく美しい公共空間を形成していきます。」

（４）地区環境形成の方針

①火災・震災対策の充実

・災害に強い都市構造の形成（延焼遮断帯・避難路・避難場所・防災拠点の形成）

「・・・また、町役場周辺においては、災害後の救急・復旧活動の拠点として機能させるため、建築物の耐震・不燃化、備蓄倉庫・耐震貯水槽・情報通信施設の配備、避難路の整備・ネットワーク化など、防災拠点としての機能強化をはかっていきます。」

庁舎周辺の都市計画図

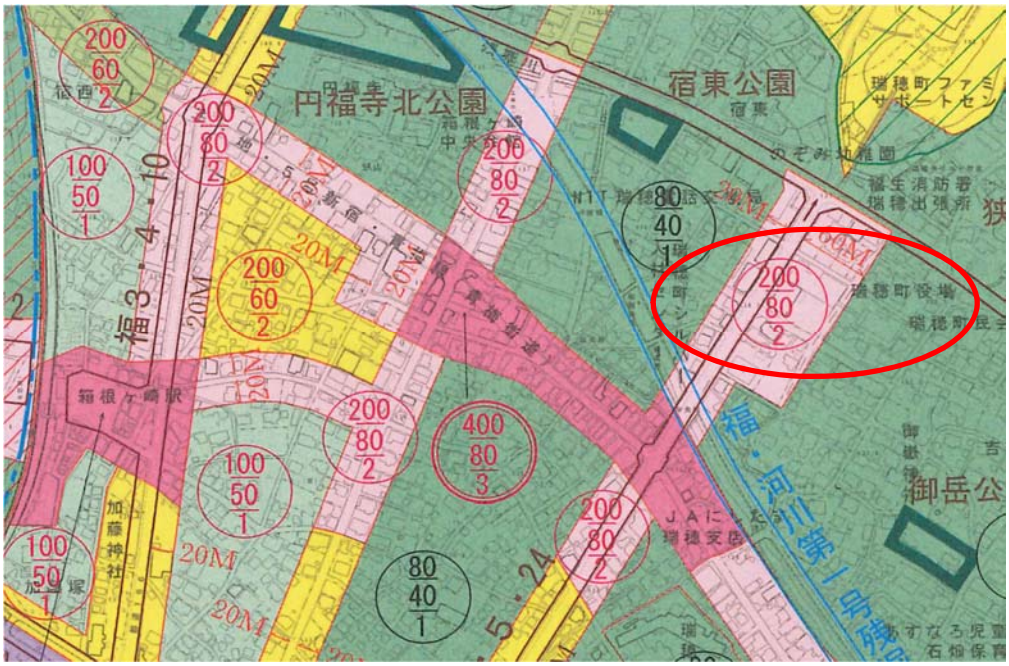

凡　例

用途地域等						日影規制				
表示	用途地域	建ぺい率	容積率	高度地区	防火地域	日影が規制される建築物	規制値種別	規制される日影時間		測定水平面（平均地盤面からの高さ）
								規制される範囲（敷地境界線からの水平距離）5mをこえ10m以内	10m以上	
	第一種低層住居専用地域	30	50	第一種（高さの限度10m・12m）	指定なし	軒高が7mをこえる建築物または地上3階以上の建築物	（一）	3時間以上	2時間以上	1.5m
		30	60							
		40	60							
		40	80		準防火地域					
		40	80				（二）	4時間以上	2.5時間以上	
		50	100							
	第二種低層住居専用地域	50	100	第一種（高さの限度10m）	準防火地域		（二）	4時間以上	2.5時間以上	1.5m
		60	100							
	第一種中高層住居専用地域	60	150	第一種	準防火地域	高さが10mをこえる建築物	（一）	3時間以上	2時間以上	4.0m
		50	100	第二種						
		60	200							
	第一種住居地域	60	200	第二種	準防火地域	高さが10mをこえる建築物	（一）	4時間以上	2.5時間以上	4.0m
	準住居地域	60	200	第二種	準防火地域	高さが10mをこえる建築物	（一）	4時間以上	2.5時間以上	4.0m
	近隣商業地域	80	200	第二種	準防火地域	高さが10mをこえる建築物	（一）	4時間以上	2.5時間以上	4.0m
		80	300	第三種			（二）	5時間以上	3時間以上	6.5m
	商業地域	80	400	第三種	防火地域	規制対象外				
	準工業地域	60	200	第一種	準防火地域	高さが10mをこえる建築物	（一）	4時間以上	2.5時間以上	4.0m
	準工業地域（第二種特別工業地区）	60	200	第二種	準防火地域	高さが10mをこえる建築物	（一）	4時間以上	2.5時間以上	4.0m
	工業地域	60	200	指定なし	準防火地域	規制対象外				
	工業専用地域（第一種特別工業地区）	60	200	指定なし	準防火地域	規制対象外				

敷地の都市計画法・建築基準法による規制

用途地域：近隣商業地域
建ぺい率：　８０％
容 積 率：２００％
防火指定：準防火地域
そ の 他：第二種高度地区
日影規制：(一) ４時間・２．５時間＋４ｍ

（３）計画における将来人口等

第４次瑞穂町長期総合計画では、平成３２年の人口フレームを３６，０００人、世帯数を１４，８００世帯と想定しています。年齢区分別人口では、１４歳までの年少人口が減少し、６５歳以上の老年人口が上昇するとしています。

（４）各種法規制等

建設にあたり遵守すべき各種法規制等は次のとおりです。

・法律

都市計画法、建築基準法、消防法

・東京都の条例等

東京都建築安全条例、東京都火災予防条例、東京都バリアフリー条例、東京都福祉のまちづくり条例、東京における自然の保護と回復に関する条例、東京都緑化基準、東京都景観条例、東京都丘陵地景観基本軸（狭山丘陵）

・町の要綱等

瑞穂町宅地開発等指導要綱

（５）敷地の周辺環境と将来の開発計画

敷地は、町域のほぼ中央に位置し、主要幹線道路であり災害時には緊急輸送道路となる青梅街道、新青梅街道、都道１６６号線からのアクセス条件も良好です。また、役場のほか、町民会館、スカイホール、福生消防署瑞穂出張所、産業会館、子ども家庭支援センター、保健センター、ふれあいセンター、中央体育館、図書館、町営プール、瑞穂第一小学校、瑞穂中学校、都立瑞穂農芸高校など、公共施設が集積する公共サービス提供の核となる地域です。

瑞穂町都市計画マスタープランにおいては、町の中心地区に位置付けられています。地区の将来都市像では、各種公共施設が集中している役場周辺は「みずほの街交流拠点」とされ、その形成方針は、「各種公共施設の拡充整備・集約化、うるおい空間やオープンスペースの確保・修景化などをはかり、町全体をサービスする中枢的な諸機能が集積立地する都市サービス・コミュニティの中心拠点を形成していきます。」としています。

（６）自然環境条件

敷地の気象状況については、現庁舎に設置された気象観測器で観測した平成２６年のデータから次の状況を確認しました。

気象観測器の位置

瑞穂町大字箱根ケ崎２３３５番地

東経　１３９度２１分１４秒　北緯　　３５度４６分１８秒

海抜　１３７．５ｍ

① 風向・風速

風向　８月から３月まで　主に北北西の風

４月から７月まで　主に南南東の風

風速　最小２．０ｍ／秒（１１月)、最大３．２ｍ／秒（５月）

最大瞬間風速　２４．４ｍ／秒（８月）

② 気温

月平均気温　最低３．８℃（１月)、最高２６．０℃（８月）

最高気温　３８．９℃（８月)、最低気温－３．６℃（２月）

③ 雨量

月積算雨量　　最少　　１０．５ｍｍ（１月）

最多　３５７．５ｍｍ（６月）

最大１０分雨量　　１．０ｍｍ（１月）～１５．５ｍｍ（６月）

瑞穂町の気象データ（平成２６年）

月	月最大最多風向	降水量		気温		
		月積算雨量	月最大１０分雨量	月平均気温	月最高気温	月最低気温
１	北	１０．５	１．０	３．８	１４．４	－２．９
２	北北西	４６．５	２．５	３．９	１８．２	－３．６
３	北北西	４３．５	４．０	８．３	２３．１	－３．０
４	南南東	６１．０	２．０	１３．１	２３．６	３．６
５	南南東	６９．０	２．５	１９．０	３２．５	９．４
６	南南東	３５７．５	１５．５	２１．８	３４．５	１６．０
７	南南東	５６．５	５．０	２５．５	３５．９	１８．０
８	北北西	８４．０	１２．０	２６．０	３８．９	１８．０
９	北北西	９５．５	８．５	２１．５	３１．２	１３．３
１０	北北西	３０５．５	７．５	１６．９	３０．０	７．４
１１	北北西	６８．５	１．５	１１．８	２０．７	３．２
１２	北北西	４４．０	１．５	５．１	１３．８	－２．６

（７）立川断層に関する調査状況

立川断層帯は、埼玉県飯能市から東京都青梅市、瑞穂町、立川市を経て府中市に至る断層帯です。名栗断層と立川断層から構成され、全体として長さは約３３ｋｍで、概ね北西から南東方向に延びているとされています。

文部科学省では、平成２４年度から平成２６年度まで、「立川断層帯の重点的調査観測」を実施しています。町では新庁舎建設にあたり、町内において調査を実施している東京大学地震研究所の有識者から意見を聴取し、検討しています。

聴取した主な意見によると、立川断層帯の最新の断層活動は中世以降の新しい時期であることがわかりました。断層の平均活動間隔は、調査から数千年程度と考えられるので、Ｍ７クラスで数mずれの活動は、近い将来は発生しない可能性が高いとのことでした。ただし、それより規模が小さい地震活動の可能性についてはわからないとのことです。

（８）敷地へのアクセス

庁舎への公共交通のアクセスは次の通りです。

① ＪＲ箱根ケ崎駅から徒歩１５分

② 道路状況

現敷地西側に接道する町道（都市計画道路３・５・２４号線、幅員１６ｍ）は、緊急輸送道路に指定されている主要幹線道路の青梅街道、新青梅街道、都道１６６号へアクセスが容易です。

（９）町民、職員の意見

庁舎建設にあたり、町民を対象としたアンケート「役場の建設についてあなたの御意見を！」及び庁内の各部署に対するアンケートを実施しました。意見のうち多かったものは、次のとおりです。

① 町民を対象としたアンケート調査実施結果（Ｐ４４～５７に詳細を記載）

ア）ワンストップ・サービス（※Ｐ１３に解説）の実施

イ）情報拠点としての整備

ウ）無駄なお金をかけない

エ）バリアフリー対策が重要

オ）使いやすさが重要

カ）駐車場の拡充
キ）防災拠点としての機能の充実

② 庁内各部署に対するアンケート調査実施結果
ア）関連窓口の集約、総合窓口化の実施
イ）バリアフリー対策（段差解消、カウンター高さの検討）
ウ）環境対策（太陽光発電、雨水利用、ＬＥＤ照明）
エ）災害対策（対策室、備蓄倉庫の設置、防災機能の拡充）
オ）書庫の増設
カ）厚生室の充実（医務室、休憩室、食堂、広い更衣室の設置）
キ）駐車場の拡充

※「ワンストップ・サービス」とは、来庁者が１つの場所で複数の手続きができることや､サービスを受けられるように配慮された事務室のレイアウトやサービスのシステムをいいます。

（１０）瑞穂町新庁舎建設基本計画協議会の意見

瑞穂町新庁舎建設基本計画協議会では、委員である有識者、公募の町民、各種団体、警察・消防からの意見が交わされました。

主な意見は次のとおりです。

ア）鉄筋コンクリート造、免震構造の採用
イ）環境対策、エネルギー管理システムの導入
ウ）災害時の拠点機能
エ）文化活動支援スペースは、町民会館を利用
オ）物産、情報公開、交流スペースの確保
カ）協働をすすめるためのスペースの確保
キ）ゆるやかな階段等バリアフリー対策の充実
ク）品格のあるランドマーク
ケ）新庁舎は町民の家、なごみの空間でおもてなし
コ）色彩を活用した施設の案内表示
サ）シックハウス対策の徹底
シ）眺望を活用した屋上のゆとり空間

3　新庁舎建設の方針

新庁舎建設にあたり、庁舎全体の機能、性格を考慮して検討しました。

（1）新庁舎の建設基本コンセプト

現庁舎の課題や町民等の意見から、新庁舎建設の基本コンセプトとして７つのキーワードでまとめました。

①**「つよい」**・・・災害に強く、防災拠点としての機能を十分に発揮する庁舎
②**「人にやさしい」**・・・便利で、入りやすく、わかりやすい、高齢者や障がい者・子ども・外国人に配慮された庁舎
③**「環境にやさしい」**・・・省エネ、省資源、自然エネルギー活用など環境に配慮し、維持管理コストの低減を実現する庁舎
④**「かしこい」**・・・効率的な行政運営を実現するとともに、災害時に必要な機能を兼ね備え、また、将来の変化にも対応できる庁舎
⑤**「つながりひろがる」**・・・町民が世代を超えて集い、繋がり、情報の発信拠点となる庁舎
⑥**「親しまれ開かれた議会」**・・・町民に親しまれ、開かれた議会議論を実現するとともに情報を発信する庁舎
⑦**「愛され賑わう」**・・・町の歴史や魅力と調和し、長く愛され、賑わいを創出する庁舎

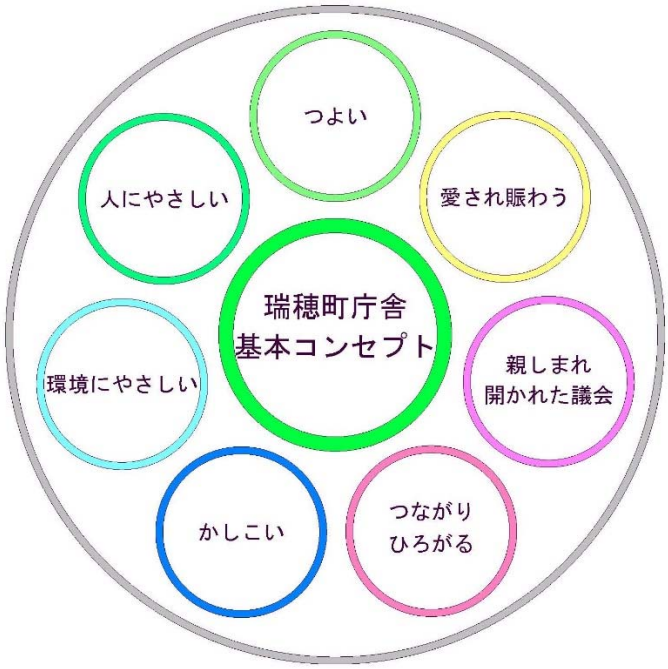

（２）新庁舎機能の整備方針

整備方針として次の内容を示します。

キーワード①「つよい」

① 耐震性に優れた庁舎

町全体の防災拠点である庁舎は、耐震性が高く、安全な建物でなくてはなりません。また、災害時においても健全な機能の確保が必要です。そこで、構造形式である耐震構造、制振構造、免震構造のうち免震構造の採用を検討します。免震構造は、優れた耐震性能とともに地震時の揺れを１／１０程度に低減し、庁舎の機能を維持することが可能です。

また、建物の耐震基準としては、庁舎は、Ⅱ類（重要度係数１．２５）です。また、消防署など防災上特に重要な建物は、Ⅰ類（重要度係数１．５）とされています。

② 防災機能を十分に発揮する庁舎

ア）十分な防災機能を備えた庁舎

- 災害応急対策活動の場の確保
- ライフライン（電気、給排水、ガス等）途絶時のバックアップ機能の確保
- 小規模一時避難場所の確保
- 備蓄倉庫の設置
- 支援物資のためのストックヤード及び仕分けスペースの確保

イ）ＢＣＰ（業務継続計画）を実現する庁舎

- 安全性の確保（防災防犯、ユニバーサルデザイン）
- 機能の維持（自家発電機設置等による機能維持、室内環境の確保、情報回線の確保、太陽光発電と蓄電池の設置、自然通風、雨水利用）

キーワード②「人にやさしい」

① 事務室を統合した利便性の高い庁舎

来庁者の利便性を向上させるため、新棟、Ｂ棟、仮庁舎、スカイホール、リサイクルプラザ等に分散している事務室の統合を検討します。

② わかりやすく、来庁者の移動が少ない庁舎

ア）総合窓口の推進

各種申請、届出、手続、また、証明書の発行など来庁者の多い部署を集約することを検討します。

イ）総合案内の設置

わかりやすい親切なサービスを提供するため、総合案内やフロアマネージャー等の設置を検討します。

ウ）プライバシーに配慮した窓口の充実

来庁者のプライバシー保護に適切に対応するため、個別窓口の設置を検討します。

エ）わかりやすいサインの設置

来庁者のスムーズな誘導を促すため、わかりやすい案内サインを設置します。特に、色彩を利用した明瞭なサインや、聴覚障がい者を対象とした磁気ループシステム、また、外国人を配慮して多国語の案内表示の採用を検討します。

オ）来庁者にやさしいローカウンターの設置

来庁者が座って手続き・相談できるローカウンターの設置を検討します。

カ）キッズコーナーの設置

子育て世代が、安心して利用できるよう、幼児のためのキッズコーナーの設置を検討します。

③ バリアフリー対策、ユニバーサルデザインの充実した庁舎

だれもが利用しやすい庁舎として、バリアフリー対策、ユニバーサルデザインを充実させます。東京都の「福祉のまちづくりをすすめるためのユニバーサルデザインガイドライン」を指針とします。

④ 室内環境に配慮した庁舎

来庁者が快適で、職員にも働きやすい適切な室内環境を提供できる庁舎を検討します。

キーワード③「環境にやさしい」

① 省エネルギー機器を活用した庁舎

ア）省エネルギー対策の導入

東京都作成の、都有建築物の改築等において、建築物の熱負荷の低減、最新の省エネ設備、多様な再エネ設備の導入等により、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とした「省エネ・再エネ東京仕様２０１４」に基づいて建築上の手法を検討します。

イ）ＢＥＭＳの導入（Ｐ５８～６０に詳細を記載）

ＢＥＭＳ（ビルディング・エネルギー管理システム、Ｂｕｉｌｄｉｎｇ　Ｅｎｅｒｇｙ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ　Ｓｙｓｔｅｍ）は、建物全体の使用エネルギーをコンピュータ制御によって統一的に制御できるシステムです。これにより使用エネルギーを最小限とし、地球温暖化ガスを低減するものです。さらに、災害時に迅速に電力を供給することができます。在室者の要望に応えるシステムも近年導入されています。

環境配慮、快適性、維持管理コストの低減、災害時対策を実現するＢＥＭＳの導入を検討します。

② 維持管理費縮減を実現する庁舎

環境に配慮された自然エネルギーを活用するシステムや、高効率機器の導入は初期投資費用を伴いますが、これらの機器を運用することによるＬＣＣ（ライフサイクルコスト＝施設の維持管理費）は大幅に減少し、長期的には初期投資費用を償還するとともに維持管理費の縮減を図ることができます。

エネルギーの使用の合理化に関する法律による分野別体系と対策一覧

分野	区分	細区分	対策
エネルギーの使用の合理化	建築物の熱負荷の低減	建築の形状・配置	①　日照、通風を意識した配置計画、平面計画 ②　合理的な構造計画、耐震計画の検討 ③　自由度の高い平面計画 ④　フリーアクセスフロアーの検討 ⑤　丘陵地と同種の樹種を利用した、生態系ネットワークを意識した植栽計画 ⑥　多摩産材の利用 ⑦　雨水の散水への利用、中水への利用
		外壁・屋根の断熱	①　断熱性能の高い断熱剤の採用 ②　屋上緑化、壁面緑化、テラス緑化、パーゴラの緑化
		窓部の熱負荷の低減	①　庇、ルーバー、外部メンテナンス通路の設置 ②　ダブルスキンの採用 ③　断熱ガラス、ペアガラスの設置 ④　ウインドチムニー(風の煙突）の採用
	再生可能エネルギーの利用	再生可能エネルギーの直接利用	①　太陽熱の利用 ②　雨水の散水への利用、中水への利用
		再生可能エネルギーの変換利用	①　太陽光発電の利用 ②　風力発電
	省エネルギーシステム	設備システムの省エネルギー	①　ＢＥＭＳの利用 ②　コジェネレーション設備の導入 ③　床放射冷暖房、床下組込空調 ④　ＬＥＤ照明、無駄のない適切な照明 ⑤　人感センサーの利用 ⑥　デマンド監視装置（電力監視装置）の導入 ⑦　トップランナー変圧器（高効率変圧器）の導入

キーワード④「かしこい」

① 将来の行政需要や組織の変化に柔軟に対応できる庁舎

町の事務執行は、政策立案部門、窓口サービス部門、土木建築部門など、各種の部署がありますが、社会情勢や行政需要の変化と、それに対応した組織の変化に的確に対応し、効率的な業務を行える庁舎であることが必要です。そのために、将来変化に十分に対応できるフレキシブルな執務空間とＩＣＴ設備を充実させた庁舎とします。

ア）行政需要や組織の変化に対応する実務空間

行政需要や組織の変化に対して将来も柔軟に対応できるフレキシブルでオープンな執務室の実現を検討します。実現のために建築工法等の研究を行います。

イ）ＩＣＴ化に対応したオープンな執務室

サーバー室とその配線について、将来も簡易で柔軟に対応できるよう工夫された庁舎を実現します。また、ＯＡフロアの採用によりＩＣＴ化への対応を容易にします。

ウ）バランス良く配された会議室・打合せスペース

会議室及び打合せスペースをバランス良く設置し、可動間仕切も利用して、多様な規模の会議に対応できるよう検討します。

② 災害時にＢＣＰ（業務継続計画）を円滑に実現できる庁舎

災害時に防災対策拠点として機能することに加えて、ＢＣＰ（業務継続計画）に基づき、最低限の一般業務を円滑に行えるようにできるための設備を検討します。

③ コンパクトで機能的な庁舎

町の事務執行を行うための最低限の規模と機能を備えるとともに、空間を多目的の用途に対応できる多様性を持たせ、コンパクトで機能的な庁舎の実現を検討します。

キーワード⑤「つながりひろがる」

① 協働や交流を支援する機能を備えた庁舎

町民が気軽に庁舎を訪れ、交流や親睦を図れる場所として、会議室や、ギャラリー、展示スペースの整備を検討します。また、多様な用途に対応できるスペースの設置を検討します。

② 情報を受発信・提供する庁舎

瑞穂町の歴史や文化、観光やイベントの情報をはじめ瑞穂町の魅力や特色を発信する情報コーナーや、町政情報公開コーナーなど、訪れた人々に情報を発信するスペースの設置を検討します。

キーワード⑥「親しまれ開かれた議会」

① 審議の状況をリアルタイム映像で配信する住民に開かれた庁舎

議会の審議の状況をリアルタイムで映像配信するシステムの導入を検討します。

② 十分な審議とスムーズな議会運営に対応した庁舎

効率的な議会運営のために必要な設備・機器の設置を検討します。

③ 議場等の一般開放を考慮した庁舎

議会が開催されないときに、議場等を一般開放するための機器等の設置を検討します。

キーワード⑦「愛され賑わう」

① 歴史や周辺環境と調和した愛される庁舎

ア）緑豊かな周辺環境との調和

狭山丘陵に近接する緑豊かな周辺環境を生かした環境の実現を検討します。

イ）「みずほきらめき回廊」の啓発

町では、「みずほきらめき回廊」として、町内に観光のための回廊をめぐらす計画を進めています。この計画の実現と啓発を意識した、デザイン上のしつらえを検討します。

ウ）長く愛されるデザイン

町の地域性や歴史を意識し、町民に親しまれ、長く愛されるデザインを検討します。

② 賑わいをつくる庁舎

庁舎や庁舎の駐車場を従来以上に産業まつりやサマーフェスティバル等で利用でき、また、休日等に人が集い、観光や活動の拠点として町民に親しまれる庁舎の実現を検討します。

庁舎の壁面を利用したプロジェクション・マッピングの導入など、夜間のイベントにも対応できる設備を検討します。

（３）新庁舎機能の配置

新庁舎のイメージ

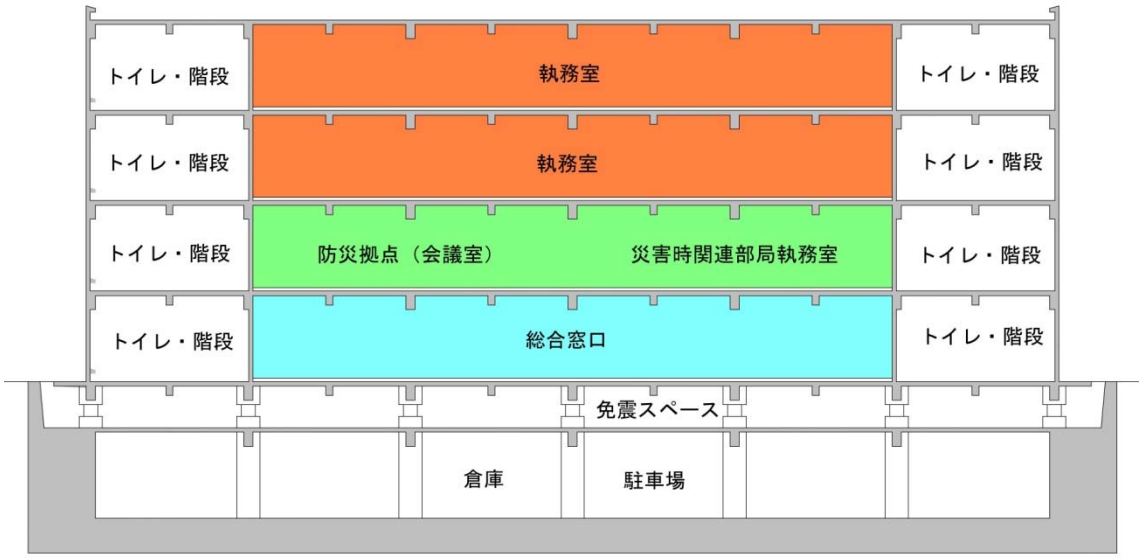

新庁舎機能の配置

① １階に来庁者の多い部署を集約し、総合案内の設置を検討します。

② ２階、３階、４階は執務室とし、災害時の防災拠点機能を併せ持たせます。

4　新庁舎の規模・構造

（1）新庁舎の規模の算定

規模を算定する要素

ア）職員数の決定

面積規模算定の重要な要素となる職員数は、現在、分散化されている事務室機能のうち、特殊な施設機能を保有する事務室は除くことと、新庁舎に一元化されることで住民サービス提供が向上することを念頭に検討しました。

その結果、新棟、Ｂ棟及び仮庁舎にあるすべての課に加えて、スカイホールにある教育委員会及びみずほリサイクルプラザにある環境課の職員数を合算した職員数としました。

施設の特殊性から職員数の算定に加えなかったものは、コミュニティセンター、児童館、子ども家庭支援センター、健康課、図書館、けやき館としました。

なお、職員数には、嘱託員等の常勤的な者の数を加えています。

算定した職員数は下記の人数になります。

本庁内職員と教育委員会職員数の合計（平成２６年４月現在）（単位：人）

	特別職	部長級	課長級	係長級	一般	常勤的 臨時職員	計
職員数	3	6	20	41	119	27	216

イ）面積規模の算定方法

庁舎の面積規模を算出するにあたって参考とすべきものとしては、総務省起債対象事業費算定基準、あるいは、国土交通省新営一般庁舎面積算定基準があります。これらは、職員数をもとに庁舎に必要な面積を求めるものです。これは、庁舎に必要な機能をそれぞれ人口規模や職員数に応じて算出する方法となっています。

職員数２１６人からそれぞれの方式によって算出した庁舎面積規模は次のとおりです。

・総務省起債対象事業費算定基準

延べ床面積　　５，２３８．２２㎡

職員１人あたり面積　２４．２５㎡

・国土交通省新営一般庁舎面積算定基準による面積
延べ床面積　　４，７２２．７０㎡
職員１人あたり面積　２１．８３㎡

参考
現庁舎の面積（A棟、B棟、新棟合計）　３，８２３．４１㎡
職員１人あたり面積　２０．７８㎡（職員数１８４人）

以上から、庁舎の延べ床面積は、５，０００㎡以上を必要とすることとしました。この面積には、屋内駐車場や住民の活動スペースなどの付加的な施設の面積は加えていません。

（２）駐車場及び駐輪場の規模の算定

算定にあたり、次の計算式で試算するとともに既設の駐車場及び駐輪場の台数との比較及び検討を行います。

① 駐車場の必要台数

必要駐車台数＝最大滞留量（台/日）

＝1 日当たり来庁台数（A）×集中率（B）×平均滞留時間（C）/60

基本算出条件

（A） 1 日当たり来庁台数

町の人口(a1)×人口に対する来庁者の割合(a2)×乗用車使用割合(a3)

a1: 町の人口 33,772 人（平成 26 年 9 月現在）

a2: 人口に対する来庁者の割合

窓口：0.9%(a2-1)　　窓口以外：0.6%(a2-2)

a3: 乗用車使用割合 69%

※アンケート結果

「町役場本庁舎等の建設についてあなたの御意見を！」による

1 日当たり来庁台数(A)＝

33,772 人(a1)×0.9%(a2-1)×69%(a3)＝209.72 台（窓口）

33,772 人(a1)×0.6%(a2-2)×69%(a3)＝139.81 台（窓口以外）

（B）集中率は、1 日のうちピーク 1 時間に集中する台数の割合

庁舎は、一般事務所に相当するものとして 30%とします。

（C）平均滞留時間

(C1)窓口部門の平均滞留時間　　20 分と仮定

(C2)窓口部門以外の平均滞留時間　　60 分と仮定

基本条件に基づく算定(A×B×C/60)

1 日当たり来庁台数 209.72 台×30%×20 分/60 分＝20.97 台

1 日当たり来庁台数 139.81 台×30%×60 分/60 分＝41.94 台

計 62.91 台

≒63 台

現在、来庁者用８０台・庁用車駐車場５０台（平成２６年度）が確保されており、算定結果と照合しても、妥当な台数を確保しているといえます。合計で１１３台～１３０台の駐車場の確保が適切と考えます。

② 駐輪場の必要台数

必要駐輪台数＝最大滞留量（台/日）

＝1 日当たり来庁台数（A）×集中率（B）×平均滞留時間（C）/60

基本算出条件

（A） 1 日当たり来庁台数

町の人口(a1)×人口に対する来庁者の割合(a2)×自転車使用割合(a3)

a1: 町の人口 33,772 人（平成 26 年 9 月現在）

a2: 人口に対する来庁者の割合

窓口：0.9%(a2-1)　　窓口以外：0.6%(a2-2)

a3: 自転車使用割合 15%

※アンケート結果

「町役場本庁舎等の建設についてあなたの御意見を！」による

1 日当たり来庁台数(A)＝

33,772 人(a1)×0.9%(a2-1)×15%(a3)＝45.59 台（窓口）

33,772 人(a1)×0.6%(a2-2)×15%(a3)＝30.39 台（窓口以外）

（B）集中率は、1 日のうちピーク 1 時間に集中する台数の割合

庁舎は、一般事務所に相当するものとして 30%とします。

（C） 平均滞留時間

(C-1)窓口部門の平均滞留時間　　20 分と仮定

(C-2)窓口部門以外の平均滞留時間　　60 分と仮定

基本条件に基づく算定(A×B×C/60)

1 日当たり来庁台数 45.59 台×30%×20 分/60 分＝ 4.55　台

1 日当たり来庁台数 30.39 台×30%×60 分/60 分＝ 9.11　台

計　13.66　台

≒14 台

現在、来庁者用２０台・庁用及び職員用駐輪場５０台（平成２６年度）が確保されており、算定結果と照合しても、妥当な台数を確保しているといえます。合計で６４台～７０台の駐輪場の確保が適切と考えます。

※滞留時間は、岡田光正「最大滞留量の近似的算定法」による。

※人口に対する来庁者の割合は、関龍夫「市・区・町の窓口事務施設の調査」による。

（３）新庁舎の構造の検討

① 各種構造の特色

種類	コンクリート系ラーメン構造（ＲＣ造）	鉄鋼系ラーメン構造（Ｓ造）	鉄骨系複合構造（ＳＲＣ造）
特色	鉄筋とコンクリートを材料として骨組み（ラーメン）を作る方法です。柱、梁など構造部材を一体として作るため、地震に強く安全な構造を作りやすく、耐火性にも優れ、剛性も高く、揺れの面からも居住性が高いことが特徴です。中層（概ね５～８階）のマンションや事務所に多く用いられています。一方、自重が大きいため大スパンに不向きで基礎や杭への負担が大きくなりやすい構造です。現在の庁舎新棟の構造でもあります。	鉄骨を用いて、柱と梁を剛接させた鉄骨造は、戸建住宅から中高層のオフィスに至るまで用いられています。ロングスパンや階高を必要とする工場、倉庫等にも用いられます。鉄筋コンクリートに比べると軽量で粘りのある構造形式です。	鉄骨の粘りがあり、引張り力に強い性質と、コンクリートの圧縮力に強い性質を合わせた構造形式で、一般的には鉄骨を内蔵した鉄筋コンクリート造となります。非常に堅牢で、概ね７、８階以上の中高層の建築に多く用いられています。
工期	標準工期	ＲＣ造の０．７倍	ＲＣ造の０．９倍
工費	標準価格	ＲＣ造の０．９倍	ＲＣ造の１．２倍

② 耐震構造の工法比較

種類	耐震構造	免震構造	制振構造
特色	柱・梁・壁の構造自体による耐震構造で一般的な構造形式です。地震の揺れを直接受けるため、家具や天井などの転倒や落下対策が必要です。耐震性能を高めるために必要な壁の配置により、プランや将来的模様替えの制約が生じます。大地震後には補修や復旧対応が生じます。	建物と地盤との間の基礎部に免震装置を設けて、建物に伝わる地震の揺れを吸収する構造形式です。建物への地震での揺れが小さくなるため、家具や設備等の耐震性能も高まり、プランの自由度も高まります。大地震後でも損傷が少なく、補修や復旧対応は少なくなります。	建物に配置した制振部材で地震の揺れを吸収・制御する構造形式です。地震の揺れを受けるため、家具や天井などの転倒や落下対策は必要です。制振部材を配置する部分にはプランの制約が生じます。地震後は耐震構造に比べれば、補修や復旧対応は低減されます。
工期	標準工期	耐震構造の１．５倍	耐震構造の１．２倍
工費	標準価格	耐震構造の１．２倍	耐震構造の１．１倍

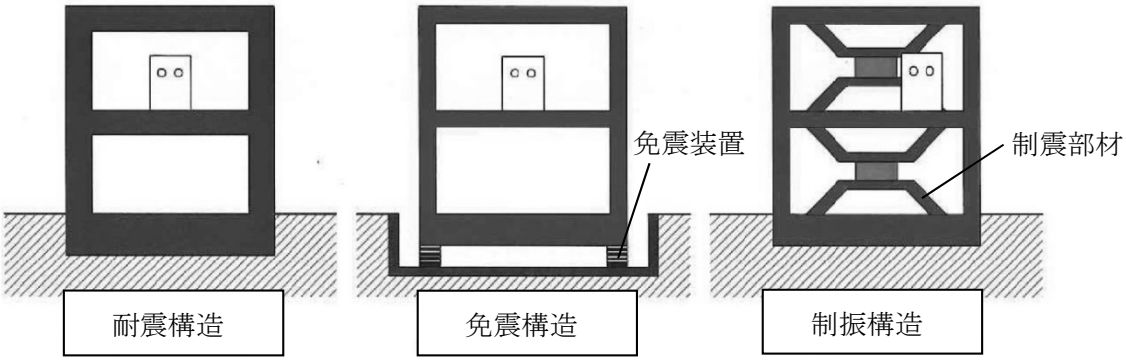

③ 構造形式の検討

防災拠点である庁舎は、地震に強いだけでなく、災害時に機能することが必要です。そのため地震に対しては免震構造の採用と、構造形式としては剛性の高い鉄筋コンクリート造の採用を検討します。基本設計の際に平面計画と整合させる必要があります。

④ 立川断層を考慮した検討

敷地は、国土地理院発行の地図によると、立川断層と近接した位置にあります。地質調査等と、それに基づく詳細な設計の検討が必要です。

5　新庁舎の配置

（1）配置計画の検討の条件

① 必要延べ床面積の確保

５，０００㎡以上を確保する計画とします。

② 既存庁舎の利用及び撤去

新棟及びＢ棟の利用あるいは撤去については、建設費及び維持管理費の抑制や工期の短縮を考慮して検討します。

③ 既存庁舎の利用と利便性の確保

既存庁舎を利用する場合には、建物の構造形式と接続部の構造を考慮しながら、利便性を備えたものを検討します。

④ 業務の継続性の確保

庁舎建設にあたり、仮設庁舎を増設することは避けます。特に他敷地に増設することは、多大な費用がかかることのほか、来庁者の利便性からも避けるべきこととします。

⑤ 立川断層の影響を考慮

立川断層に近接していますが、その影響を少なくするため、国土地理院の地図に示された立川断層の位置からできるだけ離れた位置に建設する案としました。基本設計、実施設計にあたって詳細な地質調査が必要です。

⑥ 敷地北側町有地の活用

新庁舎の事務室機能を十分に発揮するため、隣接する仮庁舎等が存在する敷地北側の町有地については、駐車場及び倉庫等の付加的な利用とすることを検討します。

（2）配置計画の検討

新庁舎を、現敷地に建設することを前提にレイアウトを検討しました。具体的なレイアウトは、地質調査等の実施後、基本設計時に決定します。

次に、建設の基本レイアウトのシミュレーションを掲載します。

パターンＡ　　新棟（地下一部撤去）+新庁舎

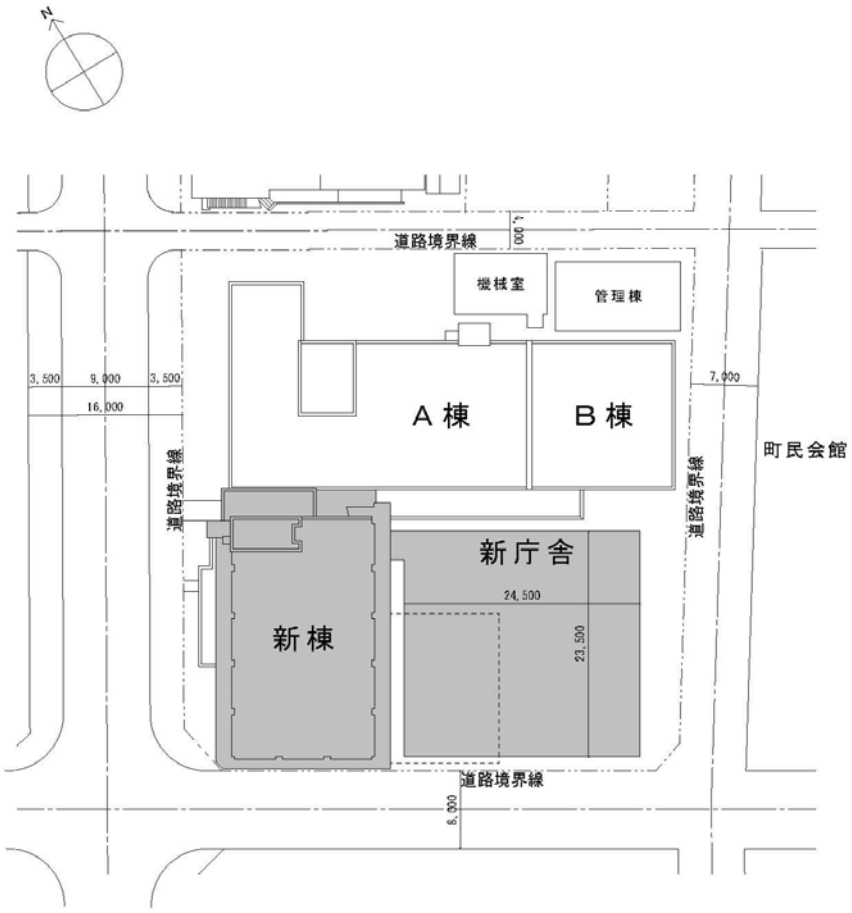

延べ床面積合計
　5,004.63㎡
新棟
　地下１階地上４階建
新庁舎
　地下１階地上４階建

・新棟の地下部の解体が必要。
・面積は国の基準を満足する。

パターンＢ　新棟（地下一部撤去）+新庁舎（一部Ａ，Ｂ棟跡に建設）

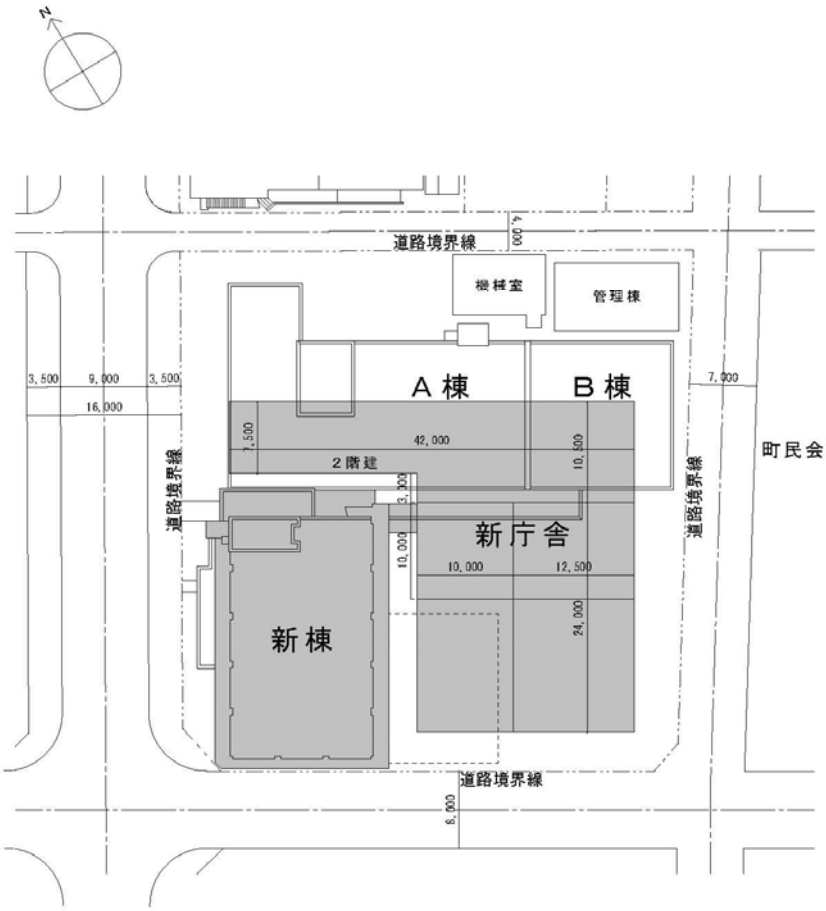

延べ床面積合計
　5,568.38㎡

新棟
　地下１階地上４階建

新庁舎
　地下１階地上４階建

・新棟の地下部の解体が必要。
・面積は国の基準を満足する。
・比較的まとまった計画ができる。

パターンＣ　　新棟（地下一部撤去）+新庁舎+Ｂ棟

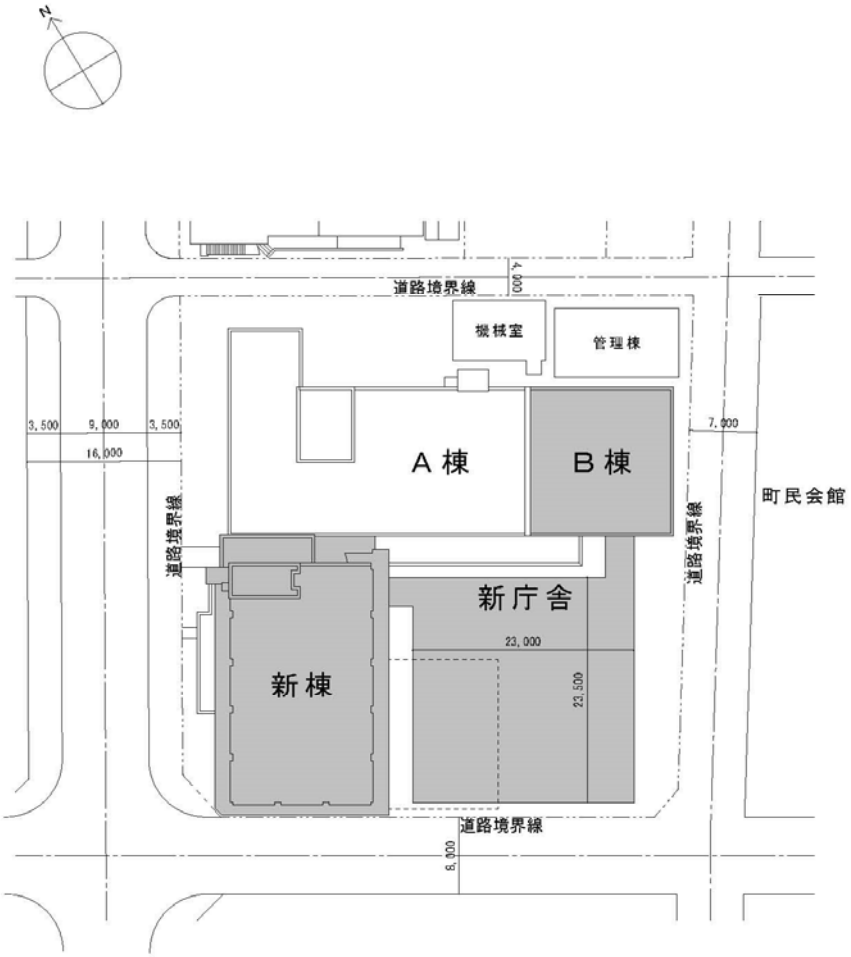

延べ床面積合計
　5,411.36㎡
新棟
　地下１階地上４階建
新庁舎
　地下１階地上４階建
Ｂ棟
　２階建

・新棟の地下部の解体が必要。
・面積は国の基準を満足する。
・３棟に分かれ利便性には工夫が必要。

パターンＤ　　新棟も含め全面建替え案

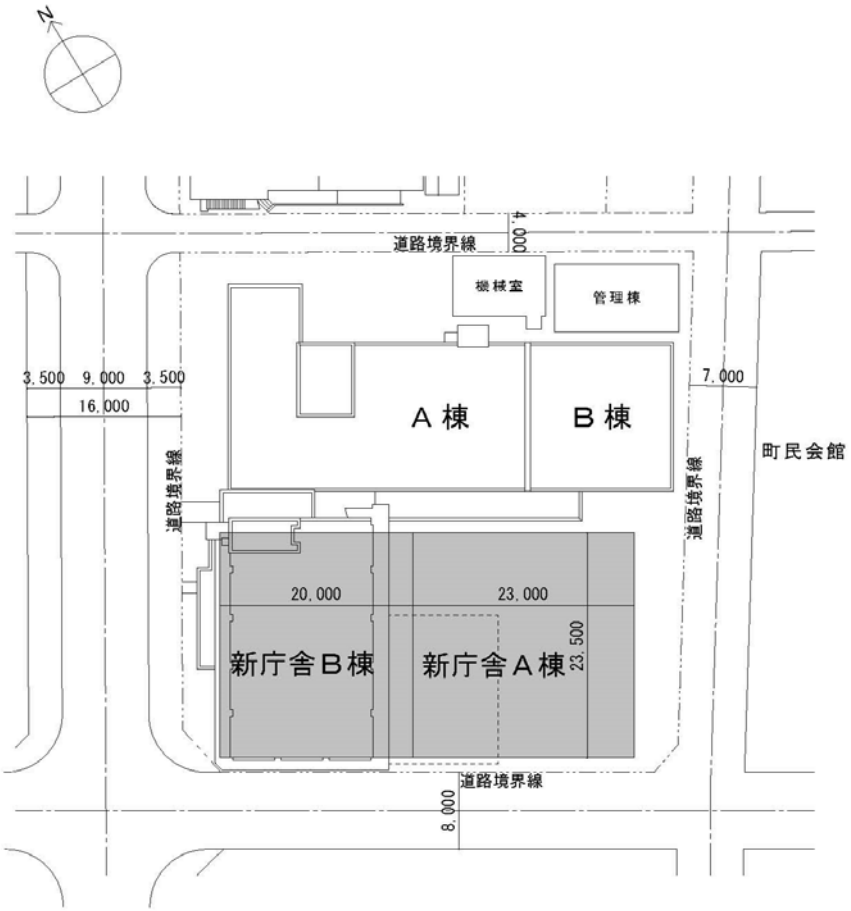

延べ床面積合計 5,040.00㎡ 新庁舎Ａ棟 地下１階地上４階建 新庁舎Ｂ棟 地下１階地上４階建	・まとまった計画ができる。 ・面積は国の基準を満足する。 ・庁舎全体で、地震に対する構造方式を統一できる。 ・新棟を解体するため建設費が多くなる。

（３）施工計画の検討

工事施工では、来庁者及び職員の安全を十分に確保し、なおかつ施工を円滑に進行するために、下記の条件を考慮します。

① 行政サービスと継続しながらの施工となるので、来庁者及び職員の動線と工事動線とを明確に分ける。

② 工事区域が狭いことから、周辺に工事用の仮設用地の確保を行う。

③ 低騒音、低振動工法を採用し、来庁者や近隣住民へ配慮する。

（４）新庁舎と既存庁舎の接続部分について

新庁舎は免震構造を採用する可能性が高くなります。既存庁舎を利用しての建設計画とした場合は、構造形式が異なることから、その接続部分（エキスパンション・ジョイント）の施工計画を十分に検討する必要があります。

6　事業手法及び発注手法の検討

（1） 事業手法の検討

庁舎の建設という事業の手法をどうとるかによって資金の調達、建設の主体、維持・管理・運営の担い手が変わってきます。以下に主要な事業手法を整理しました。

① 主要な事業手法

<table>
<tr><th colspan="3">事業方式</th><th>建設</th><th>維持・
管理・運営</th><th>概要</th></tr>
<tr><td colspan="3">公設直営（従来方式）</td><td>町</td><td>町</td><td>町が施設を建設し、維持管理・運営する。
業務の一部を民間事業者に委託する場合がある。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">※ＰＰＰ官民連携</td><td rowspan="2">民間委託</td><td>アウトソーシング</td><td>－</td><td>民間事業者</td><td>公共サービスの一部を民間事業者に委託する。</td></tr>
<tr><td>公設民営</td><td>町</td><td>民間事業者</td><td>町が施設を建設し、維持管理・運営を民間事業者に委託する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※ＰＦＩ</td><td>民間事業者</td><td>民間事業者</td><td>民間事業者が資金調達して施設を建設し、維持管理・運営も行う。建設コストの上昇などにより事業自体がとん挫する可能性もある。（施設の所有権は、最終的には町に移す。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">民営化</td><td>民間事業者</td><td>民間事業者</td><td>町事業の一部を民間事業者に移管し、民間事業者が施設建設と維持管理・運営を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="3">リース</td><td>民間</td><td>民間</td><td>民間が資金調達、設計、建設、維持管理を行う。市は民間が所有する施設を賃借して利用する</td></tr>
</table>

② 各方式を導入する主なねらい

事業方式			導入の主なねらい
公設直営（従来方式）			既存の実務方式・実務経験を生かして効率的に事業推進すること。
※ＰＰＰ官民連携	民間委託	アウトソーシング	民間事業者のノウハウを活用して行政サービスの質の向上。 行政サービスのコストを削減。
		公設民営	民間事業者のノウハウを活用して公共サービスの質の向上。 維持管理・運営のコストを削減。
	※ＰＦＩ		民間事業者のノウハウを活用して公共サービスの質の向上。 設計・建設及び維持管理・運営のコストを削減し、建設費などの一時的に大きな額となる負担を、年ごとに均等割りするなどして平準化できる。
	民営化		民間事業者にできる事業とサービスは民間事業者に任せる。 行政のスリム化を図る。
リース			民間の事業で、行政はテナントとなる。 建設の技術部門が不要になり、行政のスリム化を図る。

※ＰＰＰ：（パブリック・プライベート・パートナーシップ）
公共サービスの民間開放。ＰＰＰは、ＰＦＩのような個々の事業方式ではなく、包括的な目標理念としてとらえることが一般的である。

※ＰＦＩ：（プライベート・ファイナンシャル・イニシアチブ）
公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間事業者の資金、経営能力を活用して行う事業方式。

③ 比較検討

庁舎建設においては、民間活力ではＰＦＩの導入が検討できますが、ＶＦＭ（※ヴァリュー・フォー・マネー）等その効果を見出しにくいことから全国的にも事例があまりありません。また、早期建設を計画していることから、公設直営の方式が最も適していると考えます。

※ＶＦＭ：（ヴァリュー・フォー・マネー）

ＰＦＩ事業における最も重要な概念のひとつで支払いに対して最も価値の高いサービスを供給するという考え方のこと。従来方式と比べてＰＦＩの方がどれだけ総事業費を削減できるかを示す割合。

事業方式と評価比較

事業方式		事業の迅速性		コストの低減		品質の確かさ	
公設直営（従来方式）		○	町が時期、設計事務所、建設業者を決定できる。	○	町、監理事務所、建設業者の相互チェックが期待できる。	○	町が設計事務所、建設業者を決定できる。
※ＰＰＰ官民連携	※ＰＦＩ	×	時期は、関係者間の協議となり、協議が成り立つには時間がかかる場合もある。	△	建設コストは景気の動向による場合が多い。	×	事業者が、設計事務所、建設会社を決定することが多く、独立した監理が期待できない。
リース		△	適切な建物があれば、迅速に進むが、場所によっては見付けにくいこともある。	△	当該物件次第であり、コストの低減を保証できないが、物件によってはコストの低減につながる。	×	当該物件次第であり、品質を保証できない。

○：満足できる結果を得られる場合が多い。

△：満足できる結果を得るのが困難な場合がある。

×：満足できる結果を得るのが困難な場合が多い。

（２） 発注手法の検討

設計者の選定は、庁舎建設にあたり、機能、デザイン、費用等に大きな影響を与えます。以下に、設計者の選定方式をまとめました。

① 設計者選定方式の特色

方式	内容	特徴
入札方式	仕様を決定したうえで、金額により設計者を選定する方式。	金額という客観的指標により判断するため、選定根拠が明確にし易い。 一方、優れた建築物を設計・建築するためには、金額だけでは判断できず、設計者を選定する方式としては妥当でないとの批判は強い。
設計競技方式 (設計コンペ)	設計案を選定する方式。 匿名式・記名式、指名・公開、アイデア・実施など個別の方法には様々な方式がある。	方式としては優秀な設計案が選定されることになる。 選定後の設計案の変更が行いにくく、建築費増等のトラブルを招いた例もある。また、審査の透明性確保が重要。
プロポーザル方式	設計者を選定する方式。 実績及び技術提案書の提出を求め、これを審査委員会が評価する。国交省では標準と公募型、さらに簡易公募型を設定している。	実績及び考え方を提示するのみで、比較的提案者の負担が少なく、かつ選定後の設計の自由度が確保されやすい。一方、どのような建築物ができるのか、事前にわかりにくい。
資質評価方式	実績と現地調査・面談により設計者を選定する方式。	提案書の提出を求めないため、提案者の負担はプロポーザル方式よりさらに少ない。
総合評価方式	価格以外の要素も評価して設計者を選定する方式。	総合的な費用の削減効果が期待できる。 価格の信頼性や第三者性の確保といった観点からの懸念も指摘される。
設計施工を一つの業者に委託する方式	設計施工者を一体的に評価して選定する方式。	設計、施工監理といった費用の削減が期待できる場合がある。 行政が設計の自由度、価格の信頼性は保ちにくくなる。

② 庁舎設計における設計者選定方式の事例

番号	自治体	選定方式
1	A市	市民対話型２段階方式により設計者を選定。 市民公募の１００人委員会が、「新市庁舎建設基本構想市民案」を提出し、これを基に、設計コンペを実施。２段階の審査で１社に決定。基本設計では市民代表者との打ち合わせ、ワークショップの実施。 ① 設計競技とプロポーザルの庁舎を取り入れた方式。 ② 選定過程におけるワークショップの実施。 ③ 市民ワークショップサポート会議の設置。
2	B市	設計競技方式（設計コンペ）により基本・実施設計者を指名業者から選定。
3	C市	資質(適性）評価型簡易提案方式。 設計者を選ぶプロポーザル方式の趣旨を重視。 実績・取組体制・基本的考え方により１次審査、簡易提案書により２次審査、プレゼンテーションにより３次審査を行い選定。
4	D市	公募型プロポーザル方式により希望する設計者を全国公募。

③ 比較検討

新庁舎の設計者を適切に選定するためには、適切な方式で決定していくことが大切です。早期実現性を求められ、低コスト、高品質を求められる場合は、安定的な技術力、組織力が発揮できる設計者を選定する必要があると考えます。

そのような設計者を選定する方法としてはプロポーザル方式が最もふさわしいと考えます。

発注方式	事業の迅速性		コストの低減		品質の確かさ	
入札方式	×	設計料の安い設計事務所が決まり、技術力、組織力の高い設計事務所が決まるとは限らない。	△	設計料は低減できるが、建設コストの低減にはつながらない。	×	技術力の高い設計事務所が、受注できるとは限らない。
設計競技方式	△	案を選定するため、変更があった場合は対応がしづらい。	△	コストコントロールの上手な設計事務所が受注できるとは限らない。	○	案を選定するため、気に入った建物ができあがる可能性が高い。
プロポーザル方式	○	実績、案共に審査できるので安定した技術力、組織力を期待できる。	○	低コスト実現の提言も審査できるので実施案への創意工夫が期待できる。	○	案を基に町民意見・要望を反映しやすく、町との調整も取りやすい。

○：満足できる結果を得られる場合が多い。

△：満足できる結果を得るのが困難な場合がある。

×：満足できる結果を得るのが困難な場合が多い。

7　事業費と建設スケジュール

（1） 事業費の検討

概算建設費用は、近隣自治体の建設費を参考に、免震あるいは耐震構造での建築費、既存庁舎の改修費等を加味して算出しました。

概算費用は次表のとおり、建設パターンを参考に耐震構造、あるいは免震構造とした場合において、約２０億円から約２５億円程度と算出しました。ただし、駐車場等の付属設備の整備費用については、本積算には算入していません。省エネ環境対策費については、今後、導入設備を十分に精査し、設置費用は掛かりますが、維持管理費を抑制することで初期投資費用を回収できるよう検討します。

今後、さらに建設費の上昇も予想されるので、以後の市場動向の注視が必要です。

耐震構造の場合（単位：億円）

	新庁舎 建築費	省エネ 環境 対策費	既存棟 改修費	既存棟 解体費	仮設 庁舎費	外構 整備費	付帯 設備費 (※)	合計
パターンA	10.50	1.20	4.50	0.19	0.00	0.57	2.16	19.12
パターンB	12.60	1.20	4.50	0.19	0.70	0.45	2.70	22.34
パターンC	9.80	1.20	5.80	0.00	0.00	0.50	2.60	19.90
パターンD	18.30	1.20	0.00	1.10	0.00	0.65	2.60	23.85

免震構造の場合（単位：億円）

	新庁舎 建築費	省エネ 環境 対策費	既存棟 改修費	既存棟 解体費	仮設 庁舎費	外構 整備費	付帯 設備費 (※)	合計
パターンA	11.80	1.20	4.50	0.19	0.00	0.57	2.16	20.42
パターンB	15.10	1.20	4.50	0.19	0.70	0.45	2.70	24.84
パターンC	11.00	1.20	5.80	0.00	0.00	0.50	2.60	21.10
パターンD	20.60	1.20	0.00	1.10	0.00	0.65	2.30	25.85

※付帯設備費は、設計監理料、測量地質調査費、備品購入費、事務費等です。

類似事例（他自治体の実績）

自治体	人口	建設年	延床面積（㎡）	本庁職員数	本体工事費（億円）	坪単価（万円）
A市	174,743	平成22年	25,982	590	73.1	138
B市	139,854	平成22年	22,097	600	79.4	119
C市	418,523	平成24年	41,510	1300	150.0	120
D市	60,000	平成20年	10,229	310	33.4	108

公表資料により調査

（２） 維持管理費（ライフサイクルコスト）の検討

建物は、竣工後から解体破棄されるまでの期間に建設費の３～４倍の維持管理費がかかります。

建設費を仮に２１億円とした場合、３倍でも６３億円の維持管理費がかかることになり、６５年の使用年数では、１年当たり１億円近い金額となります。建設費を抑えることはもちろんですが、維持管理費の削減を総合的に検討します。

建設から解体までの総費用の内訳

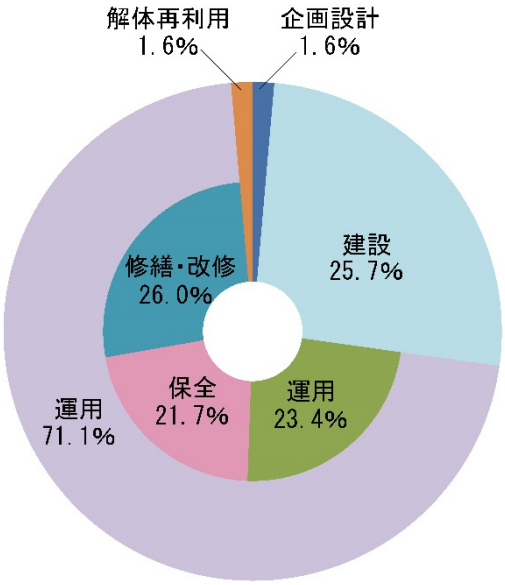

ライフサイクルコストの試算例
用途：事務所ビル
構造：鉄筋コンクリート造
階数：４階建
延べ面積：３，４４４㎡
使用年数：６５年
参考データ：建築物のライフサイクルコストより

（３） 財源の検討

新庁舎建設の財源は、基金積立金、防衛省等からの補助金（国庫補助金等）、地方債借入金等の特定財源を主体とし、補完できない残額については一般財源を充てるという考え方を想定しています。

町財政に与える影響に配慮し、将来の負担額が、できるだけ抑制できるよう慎重に検討します。

（４） 建設スケジュールの検討

各基本レイアウトから事業スケジュールを検討した結果、工事期間は、部分建替え案（Ｃ案）が最も短く、全面建替え案（Ｄ案）が最も長くなっています。今後、詳細設計を進める中で変更の可能性はありますが、建替えの早期実現性を念頭に十分に検討します。

① 部分建替え案（Ａ案）

年度	平成２７年度		平成２８年度		平成２９年度		平成３０年度		平成３１年度
必要時間（月）	6	6	3	16	1	8	6		
設計	基本								
		実施	申請						
工事				新庁舎工事		改修工事	解体・外構		
開場					引越				
						部分開場	全面開場		

② 部分建替え案（Ｂ案）

年度	平成２７年度		平成２８年度				平成２９年度		平成３０年度		平成３１年度
必要時間（月）	6	6	3	4	1	3	18	1	8		
設計	基本										
		実施	申請								
工事				仮設		解体	新庁舎工事		改修・外構		
開場						引越			引越		
									部分開場	全面開場	

③ 部分建替え案（Ｃ案）

年度	平成２７年度		平成２８年度		平成２９年度		平成３０年度		平成３１年度
必要時間（月）	6	6	3	16	1	8			
設計	基本								
		実施	申請						
工事				新庁舎工事		改修・外構			
開場					引越				
					部分開場	全面開場			

④ 全面建替え案（Ｄ案）

年度	平成２７年度		平成２８年度		平成２９年度		平成３０年度		平成３１年度
必要時間（月）	6	6	3	16	1	6	12	6	
設計	基本								
		実施	申請						
工事				新庁舎Ａ工事		新棟解体	新庁舎Ｂ工事	解体・外構	
開場					引越				
					部分開場			全面開場	

8　その他の資料

（1）アンケート調査の概要

新庁舎建設を検討するにあたり、町民の意向を把握することを目的に庁舎の利用状況をはじめ、新庁舎に求める機能についてアンケート調査を実施しました。その結果は次のとおりです。

平成 26 年 9 月 22 日集計

■対象人数　1,000 人
■回答数　　413 人（41.3%）
■調査時期　平成 26 年 8 月 22 日（発送）～9 月 5 日
■対象者　　瑞穂町に在住する満 15 歳以上の方を住民基本台帳から無作為に選定
■リマインドはがき（礼状）　平成 26 年 9 月 12 日発送
■一部未回答などの回答もあるが、町民の意見を尊重してすべて有効とした。したがって各問の総数は若干の相違がある。

あなた自身のことについて伺います。

問１．性別

１．男　　２．女

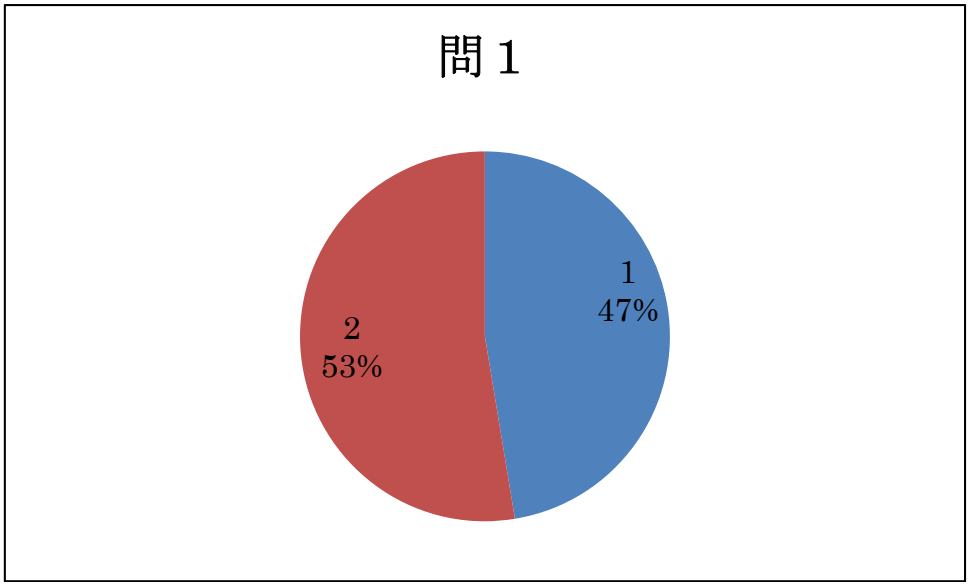

男女ほぼ同数の回答数を示しており、アンケート結果は、男女の意見がほぼ均等に得られた。

問２．年齢

１．１０代　　２．２０代　　３．３０代　　４．４０代

５．５０代　　６．６０代　　７．７０代　　８．８０代以上

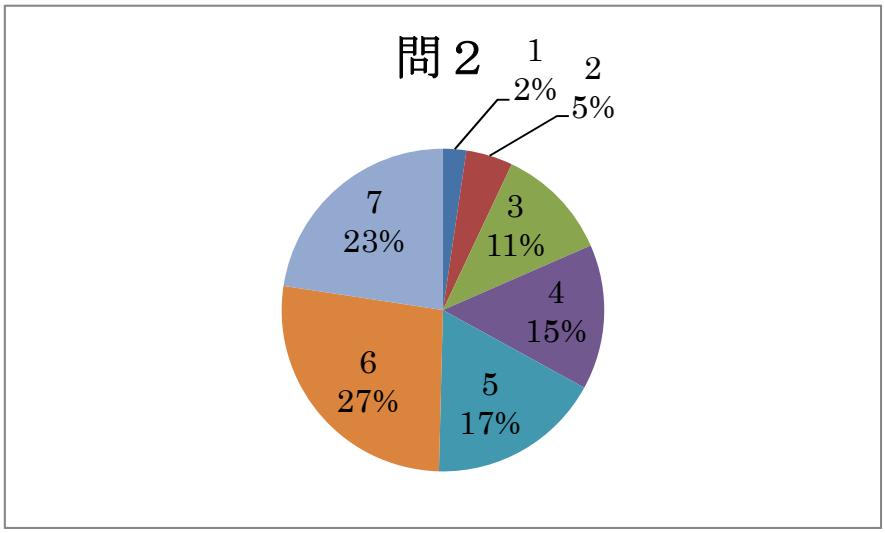

回答者は、60 歳、70 歳の高齢者が多く、半数以上を占める。庁舎への関心、あるいは町政そのものへの関心は高齢者が高い。

問３．職業

１．勤め人（パート、アルバイトを含む）　２．自営業　　３．学生

４．無職５．その他（　　）

※その他の場合は、内容を記入してください。

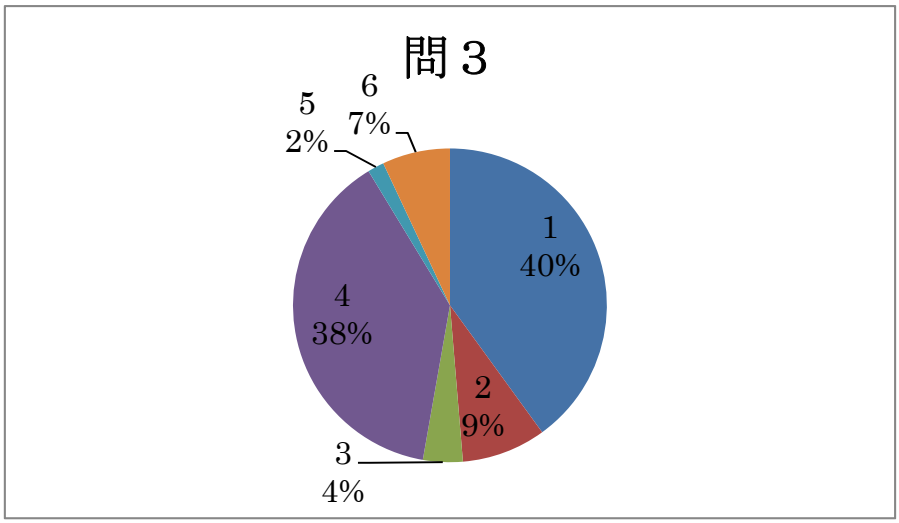

回答者は勤め人、及び無職の人が多い。両者あわせると 79%に上る。

問４．瑞穂町に住んで何年位経ちますか。

１．１年未満　　２．１～５年未満　　３．５～１０年未満

４．１０～２０年未満　５．２０年以上

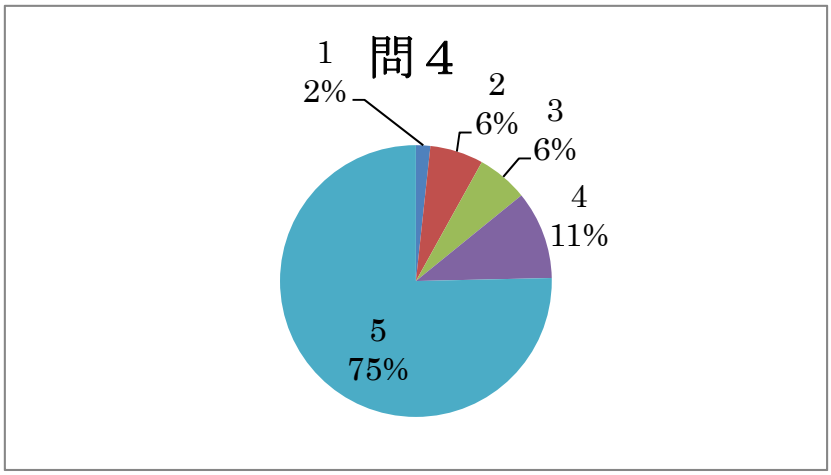

圧倒的に 20 年以上瑞穂町に住んでいる人が多い。長年、定住している方が、町政への関心が高く、回答していただけた。

問５．お住まいの地区（下表の該当する地区の番号に○をつけてください。）

１．殿ケ谷地区

２．石畑地区（武蔵を含む。）

３．箱根ケ崎地区

４．長岡地区

５．元狭山地区

６．武蔵野地区（南平を含む。）

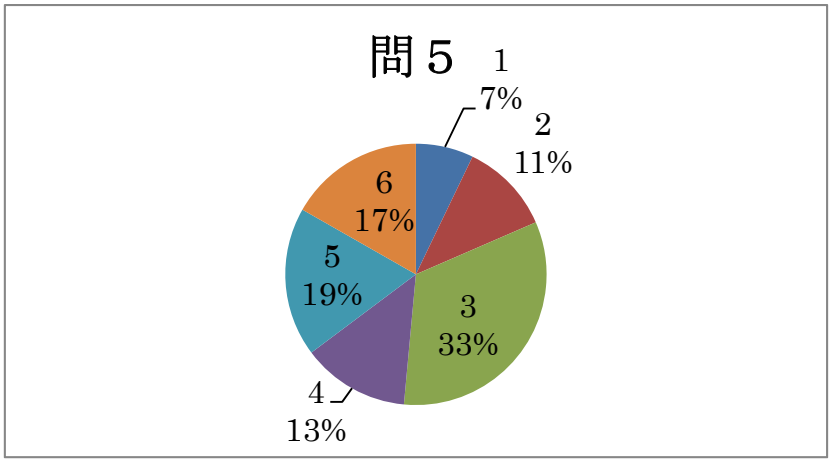

人口の多い箱根ケ崎地区の方々の回答が多いものの、ほぼ、どの地区の方々からも回答が均等に得られた。

現在の庁舎の利用状況について伺います。

問６．最近、５年ぐらいの間に、役場を利用しましたか。（１つに○）

１．ある→問７へ進む

２．ない→問 11（次のページ）から続けてお答えください。

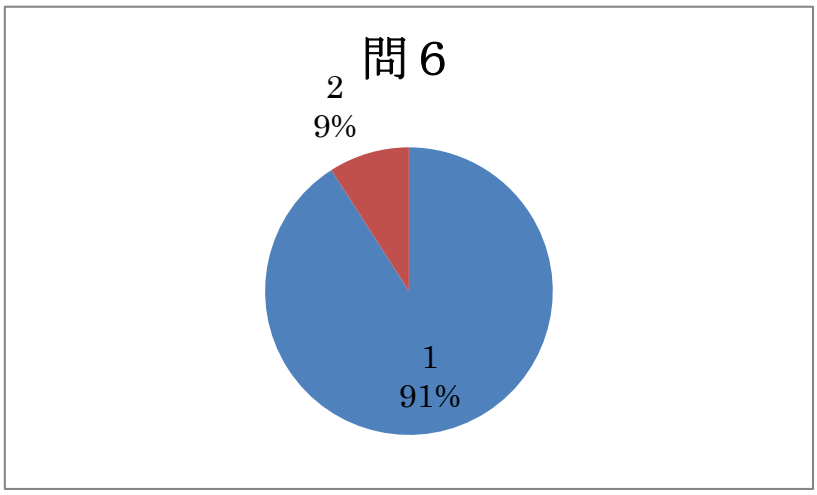

町民の大多数の方が庁舎を利用している。

問７．最近、５年ぐらいの間に、何回役場を利用しましたか。（１つに○）

【問６で『１．ある』に○をつけた方のみお答えください。】

１．１回　　２．２回～４回　　３．５回～１０回

４．１１回以上　　５．その他（　　）

※その他の場合は、内容を記入してください。

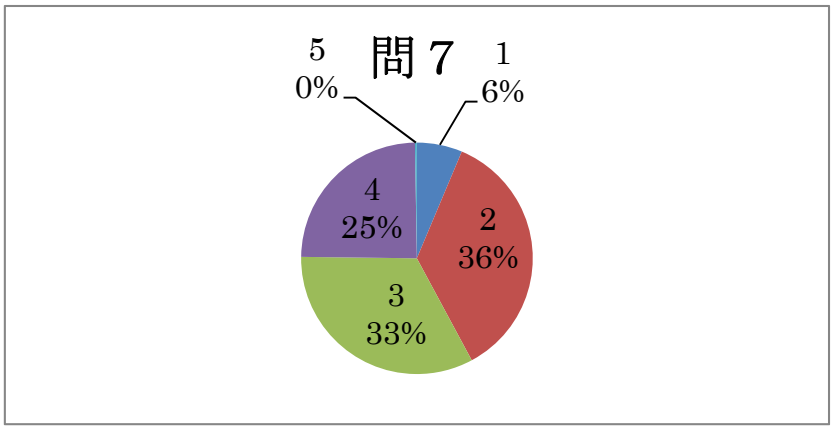

利用頻度は 2 回から 10 回までの利用が 70%を占め、ほどほどの頻度で利用している。

問８．主にどのような交通手段で役場を訪れましたか。（１つに○）

【問６で『１．ある』に○をつけた方のみお答えください。】

１．自家用車　　２．タクシー　　３．オートバイ　　４．自転車

５．福祉バス　　６．徒歩　　７．バスと徒歩　　８．バスとタクシー

９．その他（　　）

※その他の場合は、内容を記入してください。

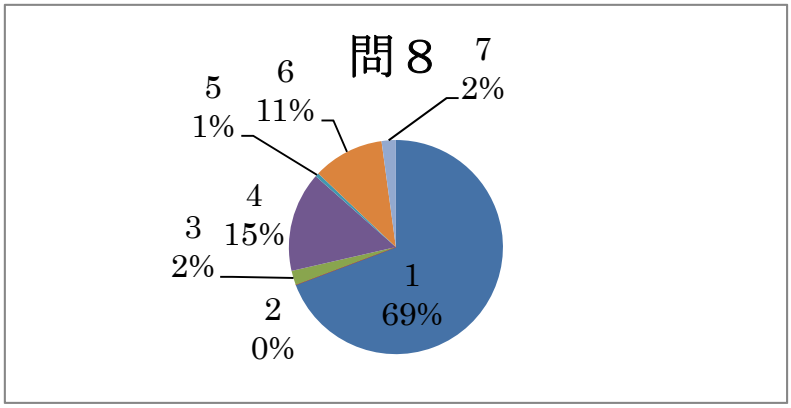

庁舎を訪れる交通手段は、多くの人が自家用車を利用している。

問９．問８でお答えになった交通手段で、ご自宅から役場までどのくらいの時間を要しますか。

おおむね＿＿＿＿＿＿分ぐらい。

１．：０～5 分　　２．：6～10 分　　３．：11～15 分

４．：16～20 分　　５．：21～25 分　　６．：26～30 分

７．：31 分以上

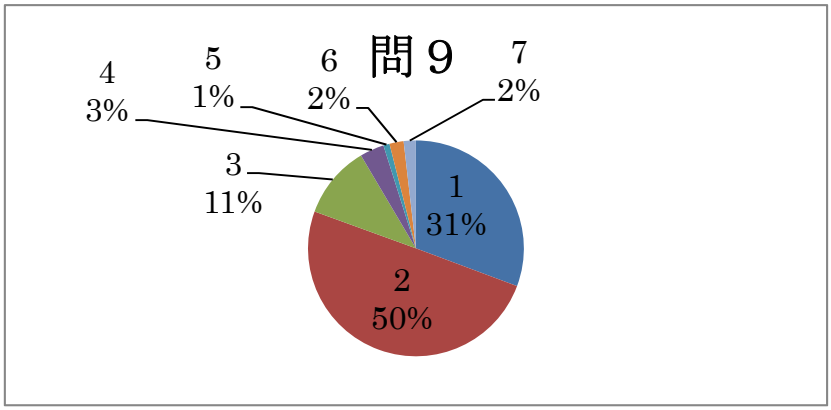

多くの方が 10 分以内に町庁舎にアクセスできている。反面、最長の 31 分以上の方は 2%あった。

問 10. どのような用件で役場を訪れましたか。（該当するものすべてに○）

【問６で『１．ある』に○をつけた方のみお答えください。】

１．戸籍、住民票等のこと　２．国民健康保険・国民年金のこと

３．税金のこと　４．建築、都市計画、道路、下水道のこと

５．福祉のこと　６．ごみ、資源リサイクル、環境のこと

７．農業、商業、工業のこと　８．町内会、防災、地域のこと

９．議会等の傍聴　10．展示物の観賞等

11. その他（　　）

※その他の場合は、内容を記入してください。

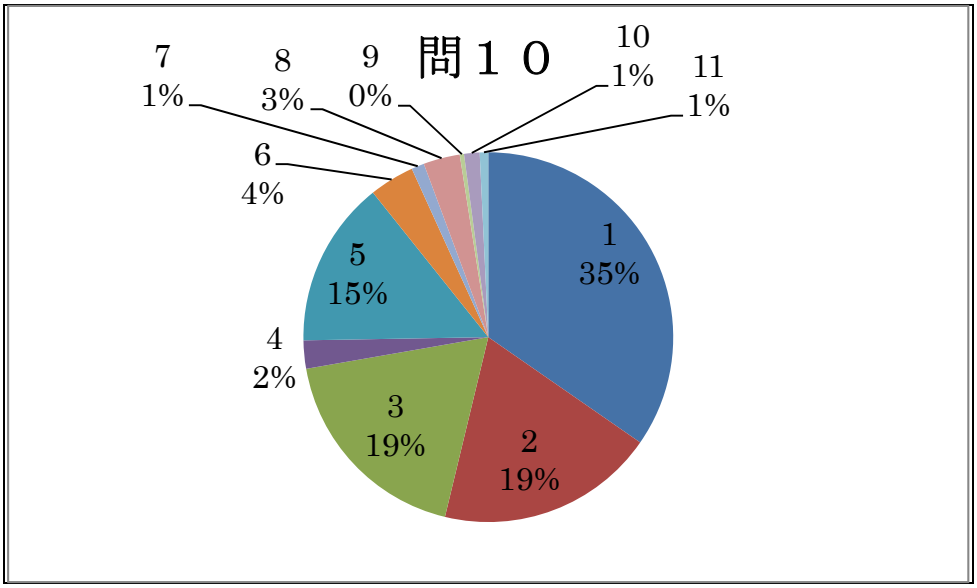

庁舎へ来る用件は、戸籍、住民票、健康保険、年金、税金、福祉のことが多い。

庁舎を建て替える場合の考え方について伺います。

問 11. これからの庁舎のあり方について、大切と思うものに○をつけてください。（４つまで○）

１．戸籍・住民票の取得、福祉・教育相談などが１か所でできること。
２．住民がわかりやすく、便利に相談や打合せができる場所があること。
３.町政に関する様々な情報が集められ､必要な情報が容易に得られること。
４．住民の交流や集いの場となるスペースが確保されていること。
５．住民が自主的にまちづくり活動を進めるための拠点施設が確保されていること。
６．高齢者・障がい者をはじめ誰でも安心して利用できる配慮がされていること。
７．省資源や省エネルギーなどの環境への配慮がされていること。
８．町議会の傍聴など、住民が気軽に議会を訪れる配慮がされていること。
９．災害時の応急対策や住民への情報提供の拠点となる機能が備わっていること。
10. 建設費などが安く抑えられていること。
11. 維持管理に必要な経費が安く抑えられる構造であること。
12. 住民の利用できるレストランやコンビニエンスストアがあること。
13. 住民が誇りを持てるシンボル的な建物であること。
14. 駐車場が十分に整備されていること。

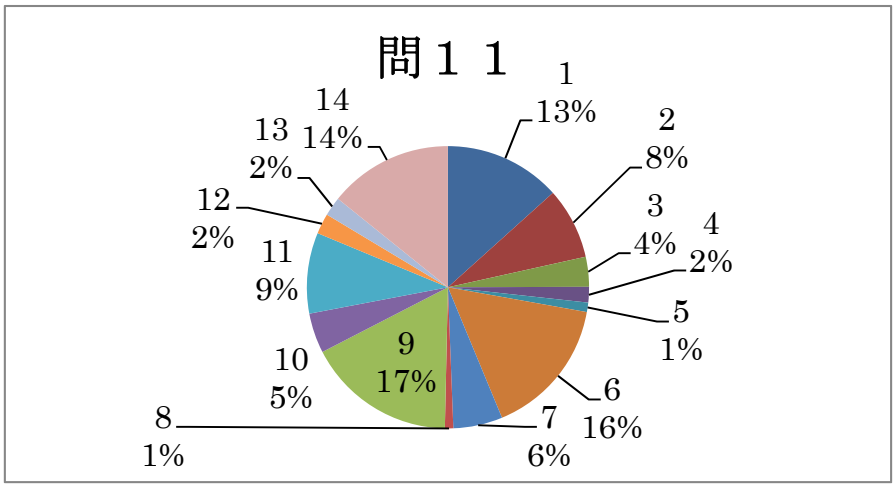

庁舎に対する住民の要望で多いのは、①防災拠点②ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ③情報の拠点④ﾜﾝｽﾄｯﾌﾟｻｰﾋﾞｽ、それと⑤駐車場の整備である。

問 12. 庁舎に対して、ご希望やご要望を自由にお書きください。
コメントは下記の通りの内容である。

項目		数量	計
庁舎の施設上の要望	無駄なお金をかけない	27	
	バリアフリー	17	
	使いやすさ重視	11	
	情報提供拠点	7	
	ワンストップサービス	6	
	明るい親しみやすい庁舎を	5	
	祭りで使うのでトイレを大きく	4	
	事務空間の整備を	3	
	夜間窓口	3	
	キッズスペースの設置	2	
	住民の相談・打合場所を	2	
	待合スペースの充実	2	
	プライバシーの守られた相談室の設置	1	
	役所通り側に玄関を	1	
	窓口に間仕切りを	1	
	広いスペースの設置	1	93
アクセス手段の改善	駐車スペース	18	
	バス便	8	
	駐輪場の整備	2	28
防災・耐震	防災拠点	11	
	立川断層、耐震	4	
	放送設備の改善	2	
	安全な庁舎を	1	18
職員の態度	職員の態度	12	12
他施設の附置	銀行ＡＴＭ、医療機関、図書館と併設	5	
	全事務所を１つに集める	3	
	物産館の設置	2	10
建設場所の検討	建設場所の再検討	8	8
デザイン上の要望	緑あふれる庁舎を	3	
	センスのある建築	2	
	柱時計の設置	1	6
機能の地域への分散	コンビニで住民票を	2	
	地域に機能の分散を	1	
	出張所の設置	1	4
建替えの方法	全面立て直しを	2	2
庁舎建設不要	庁舎建設不要	1	
	庁舎建替えの再検討を	1	2
ホームページの要望	ホームページの充実を	1	1
その他	その他	3	3

年齢別の「庁舎のあり方で大切と思うもの」

庁舎を建て替えるにあたり、年齢別に庁舎で大切の思うものを表示しました。

庁舎を建て替える場合の考え方について伺います。

問 11. これからの庁舎のあり方について、大切と思うものに○をつけてください。（４つまで○）

１．戸籍・住民票の取得、福祉・教育相談などが１か所でできること。
２．住民がわかりやすく、便利に相談や打合せができる場所があること。
３.町政に関する様々な情報が集められ､必要な情報が容易に得られること。
４．住民の交流や集いの場となるスペースが確保されていること。
５．住民が自主的にまちづくり活動を進めるための拠点施設が確保されていること。
６．高齢者・障がい者をはじめ誰でも安心して利用できる配慮がされていること。
７．省資源や省エネルギーなどの環境への配慮がされていること。
８.町議会の傍聴など､住民が気軽に議会を訪れる配慮がされていること。
９．災害時の応急対策や住民への情報提供の拠点となる機能が備わっていること。
10. 建設費などが安く抑えられていること。
11. 維持管理に必要な経費が安く抑えられる構造であること。
12. 住民の利用できるレストランやコンビニエンスストアがあること。
13. 住民が誇りを持てるシンボル的な建物であること。
14. 駐車場が十分に整備されていること。

年齢区分

１．１０代　　２．２０代　　３．３０代　　４．４０代
５．５０代　　６．６０代　　７．７０代　　８．８０代以上

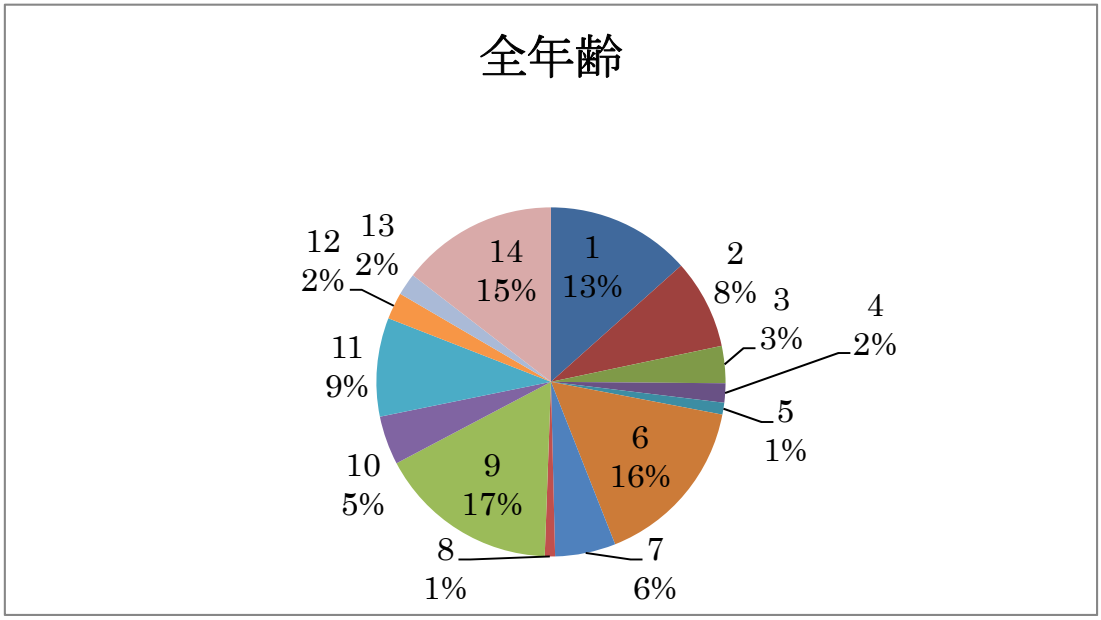

庁舎に対する住民の要望で多いのは、
① 防災拠点②ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ③駐車場の整備④ﾜﾝｽﾄｯﾌﾟｻｰﾋﾞｽ、
である。

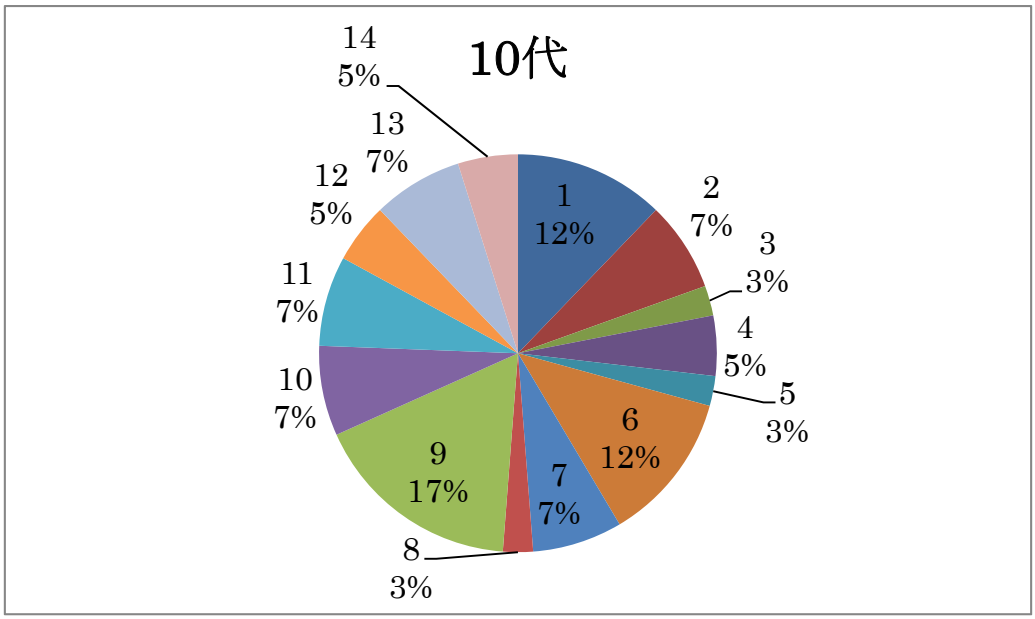

① 防災拠点②ﾜﾝｽﾄｯﾌﾟｻｰﾋﾞｽ、ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ

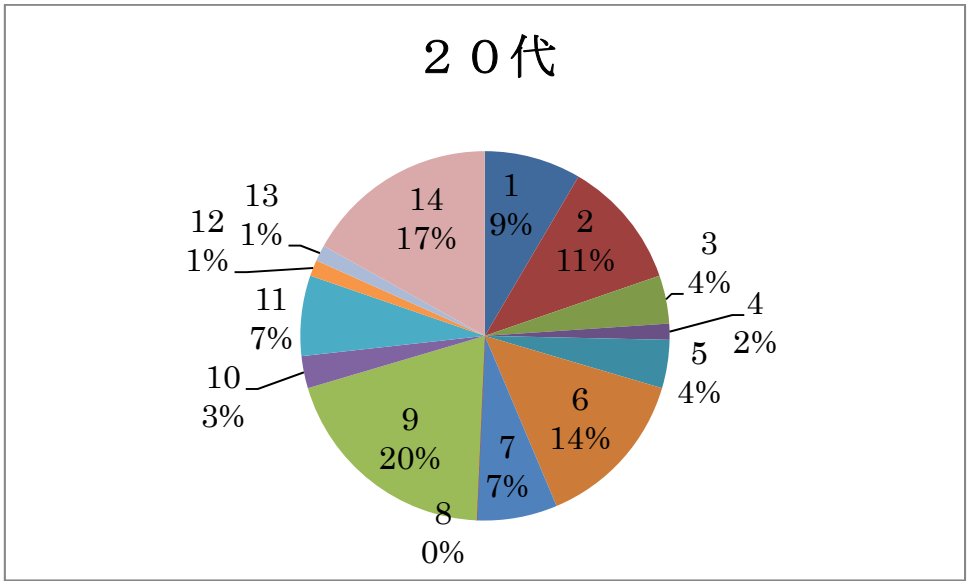

① 防災拠点②駐車場の整備③ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ

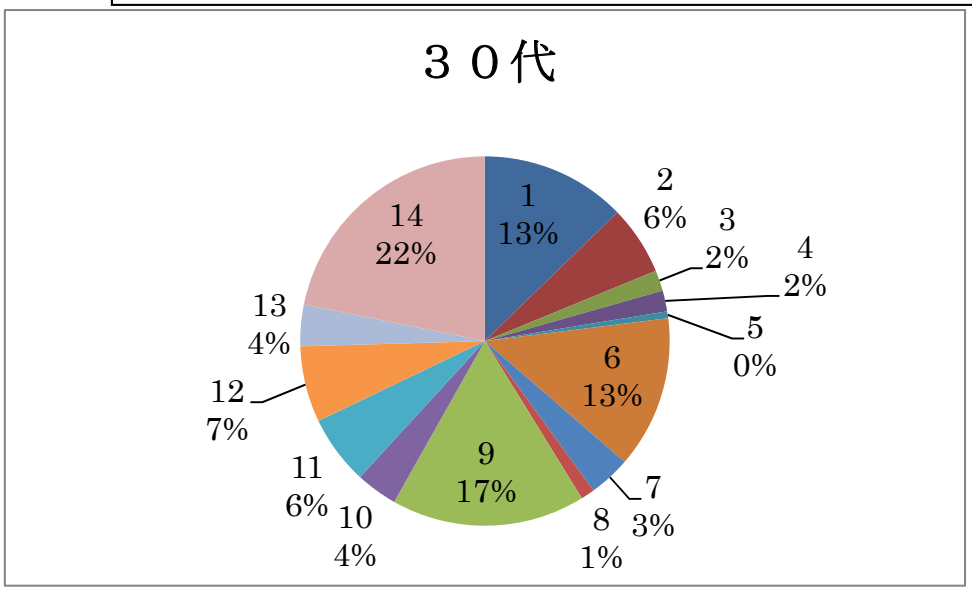

① 防災拠点②駐車場の整備③ﾜﾝｽﾄｯﾌﾟｻｰﾋﾞｽ、ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ

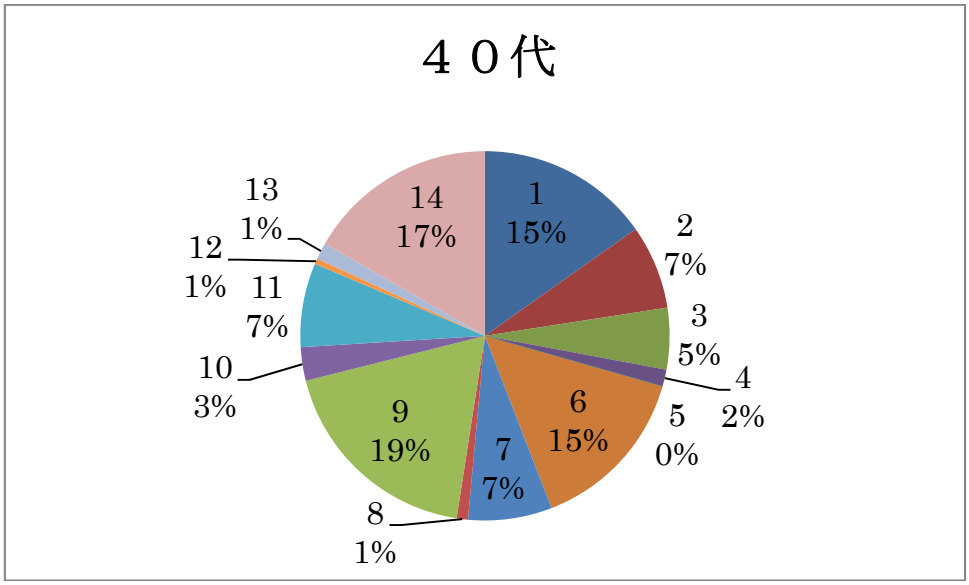

① 駐車場の整備②防災拠点③ﾜﾝｽﾄｯﾌﾟｻｰﾋﾞｽ、ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ

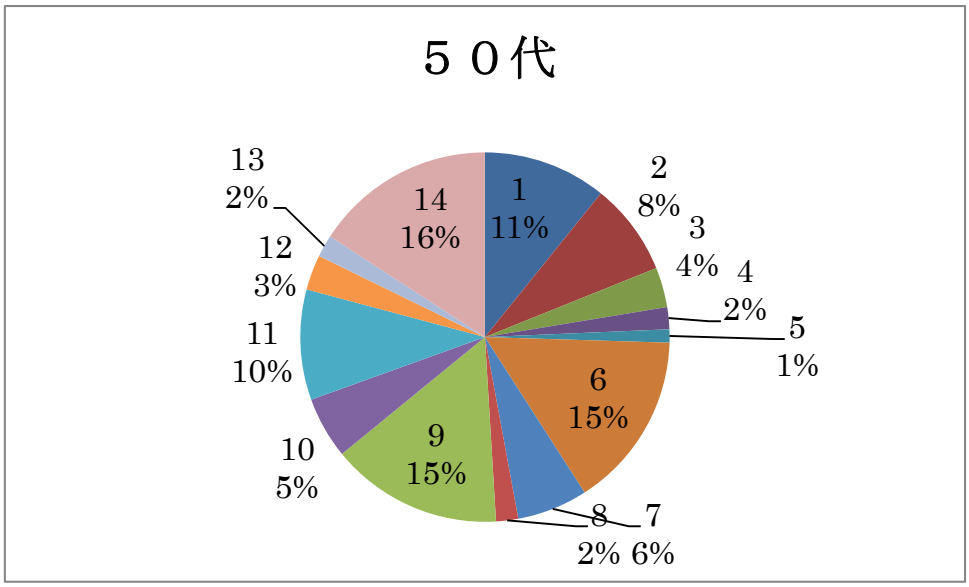

① 駐車場の整備②防災拠点、ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ

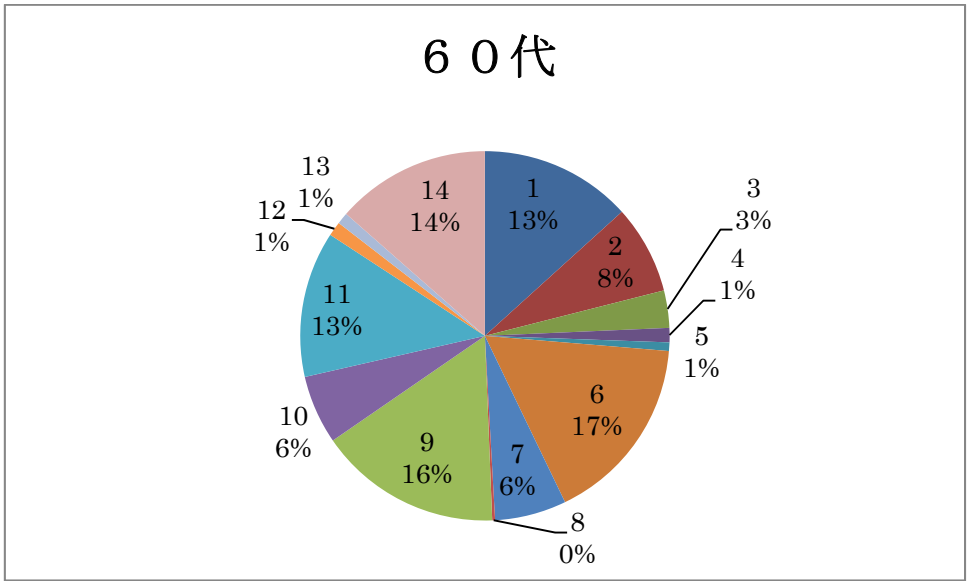

① ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ②防災拠点③駐車場の整備

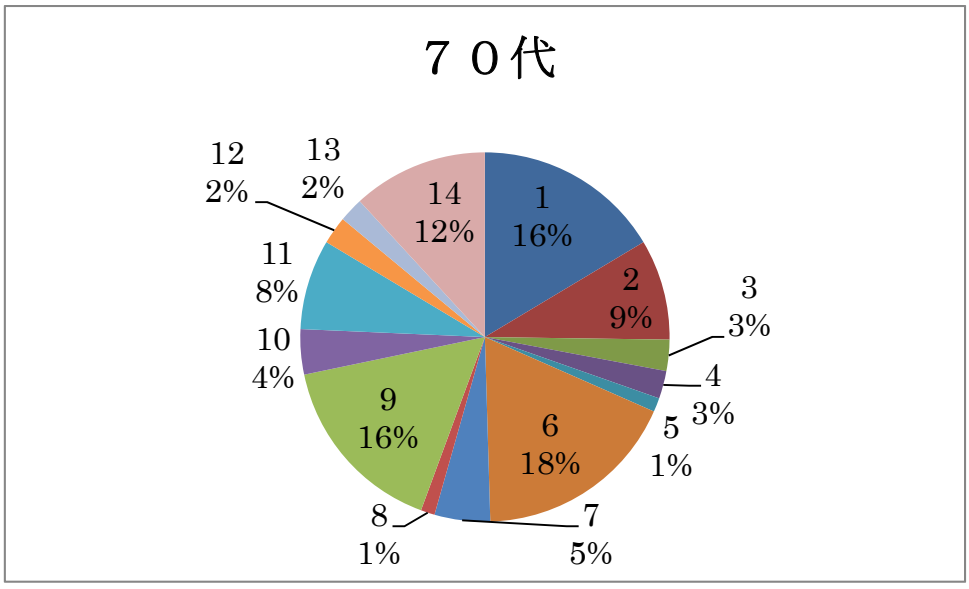

① ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ②ﾜﾝｽﾄｯﾌﾟｻｰﾋﾞｽ、防災拠点

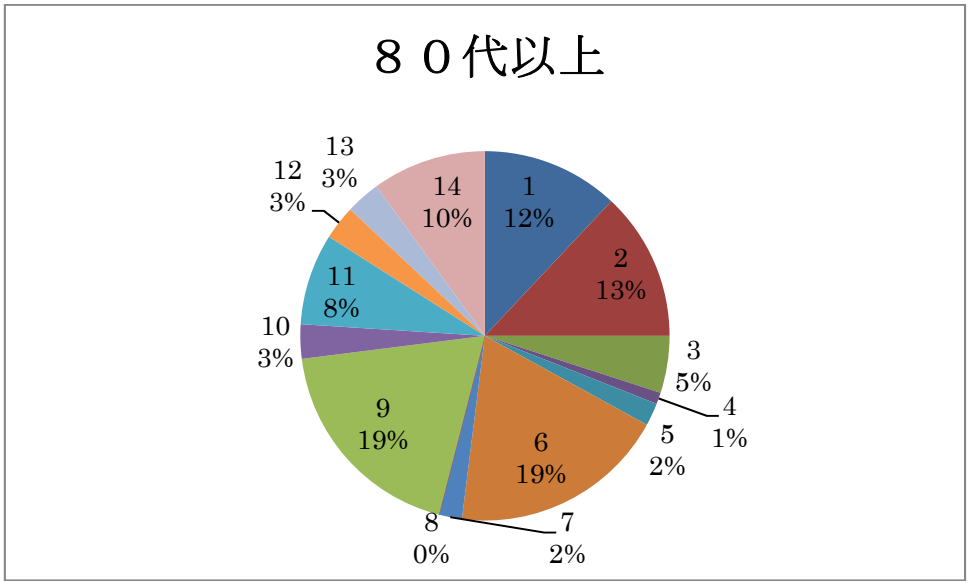

① ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ、防災拠点③相談場所の設置

（２）ＢＥＭＳ（ビルディング・エネルギー管理システム）

ビル等の建物を運用するにあたり、省エネルギー機器を管理し、在室者への快適な環境の提供と、エネルギーコストの低減に寄与するシステムがＢＥＭＳです。

以下は、このシステムの概要です。

※環境・エネルギー性能の最適化のためのＢＥＭＳビル管理システム（２００１．１０ 社団法人 空気調和・衛生工学会）より引用

- ＢＥＭＳ（Ｂｕｉｌｄｉｎｇ ａｎｄ Ｅｎｅｒｇｙ Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ Ｓｙｓｔｅｍ）は建物の環境、エネルギーを最適に管理するシステムで、エネルギー消費量や運用管理費用の削減を図る。主にＢＡＳとＥＭＳ の２つのシステムで構成される。
- ＢＡＳ（ＢｕｉｌｄｉｎｇＡｕｔｏｍａｔｉｏｎＳｙｓｔｅｍ）は、建物の電気、空調、衛生、照明、防災、防犯及び昇降機の各設備の機器、センサー、メーター等を中央監視装置に接続し、監視・操作・制御及び管理機能を集中化・自動化させて、建物内の環境を良好に維持し、設備機器の効率的な管制・運用・管理業務をサポートする。ビルの運営維持費用は、ビルのライフサイクルコスト（ＬｉｆｅＣｙｃｌｅＣｏｓｔ）の７５～８０％前後を占めているが、ＢＥＭＳを活用することで、無駄を排除し、効率的な運転管理と最適な維持保全計画で、この運営維持費用を削減することができる。ＢＥＭＳによるエネルギー消費量の削減は、温室効果ガスであるＣＯ２排出の抑制となり、環境保全へも大きく貢献する。ＢＥＭＳにより改善できる例を機能性、経済性、環境性別に示す。

１　機能性向上効果

- 設備全般の監視、制御により、建物の機能性向上

２　経済性向上効果

○無駄の排除

- 使用状況を監視し、無駄な照明･空調等を停止
- 利用状況に合わせたスケジュール運転

○良好な居住環境を確保する適正で最低限の設定

- 設定温湿度、照度
- 気流、送風量、外気導入量

○機器・設備の運転効率の向上

・ 負荷変動に追随した最適な機器の運転制御

・ 性能評価／故障予知／異常診断

・ 機器の適正容量、高効率化への更新計画

・ ＥＭＳ（Ｅｎｅｒｇｙ Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ Ｓｙｓｔｅｍ）はＢＡＳから得られる運転情報を、保存・分析・診断する装置で、ＢＡＳで制御している機器が無駄なく運転しているか、環境は良好に維持されているか判断する。ＥＭＳで判断した結果はＢＡＳにフィードバックさせて、建物設備を効率的に機能させる。建物の運用方法の改善にも寄与する。

・ＢＥＭＳの拡張機能として、メーター検針や保全作業を支援するビルマネジメントシステム（ＢＭＳ）や資産管理や図面管理等の施設管理を支援するファシリティマネジメントシステム（ＦＭＳ）がある。

3　環境性向上効果

・ 環境汚染抑制

・ 化石燃料消費抑制

省エネルギー効果

環境保全効果

4　設計上の留意点

○計測・計量システム

運転管理、性能検証が確実にできるように計測・計量システムを計画する必要がある。効率よく省エネルギー化を推進するには、少なくとも系統、用途ごとにエネルギー消費量を把握管理できるように、センサーやメーターを設置する。

○制御システム

制御システムで効率よく運転管理するために、重要な点を次に示す。

・ 空調ゾーンなどの制御区画を適正にする。

・ 対象の負荷や外乱の特性を把握する。

・ 空調の運転方法と必要精度を明確にする。

・ 費用対効果を確認してシステム・機器を選定する。

・ 軽負荷時、負荷不安定時、立ち上がり時の対応方法を考慮する。

・ センサーの取付け位置や方法、経年変化にも留意する。

・ 中央監視システムと整合性をとる。

○分析・診断ソフト

建物の特性や特異性にも対応でき、設備監視／運転担当者、保全担当者及び運営管理者などの利用者の実ニーズに則したソフトを提供することが重要である。

○陳腐化／データ

システム環境は汎用ＰＣを利用することが多いが、このハード、ＯＳ、アプリケーションソフトの陳腐化（新機種により、機能的に古くなる）が激しい。バージョンアップ時に、上位互換が期待できる汎用のもので構築していく必要がある。データの蓄積期間は、設備機器の耐用年数である１５～２０年程度のデータを蓄積、利用できるシステムが望ましい。ハードディスクの故障対策としては、ディスクの二重化装備。

○ネットワーク

ＢＥＭＳは様々なメーカー製品で構築されるが、サブシステム間や機器間のデータ通信は、オープンな通信プロトコルのＢＡＣｎｅｔやＬｏｎＷｏｒｋｓ等を採用したネットワークとするのが望ましい。これにより、メーカーの制約にとらわれず、最適で経済的な機器やシステムが選定できる。また、運転監視担当者や保全担当者だけでなく、施設利用者や運営管理者ともデータを共用し、データ活用できる環境構築が容易となる。

○ＩＣＴ活用（遠隔監視）

Ｗｅｂ化することで、インターネット経由で多数の関係者への情報開示が簡単にでき、高度化が期待できる。ＢＡＳ機能の遠隔監視では、無人管理等の省人化が期待できる。

（３）瑞穂町新庁舎建設基本計画協議会　要綱・名簿・検討経過

瑞穂町新庁舎建設基本計画協議会要綱

〔平成２６年　３月１９日
告示第　　５９　　号〕

（設置）

第１条　瑞穂町新庁舎建設基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、新庁舎建設に関する事項について検討し、及び協議するため、瑞穂町新庁舎建設基本計画協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　協議会は、新庁舎建設に関する事項について協議し、基本計画の案を町長に提言する。

（組織）

第３条　協議会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する委員２０人以内をもって組織する。

（１）建築に関する有識者　２人以内

（２）公募による住民　３人以内

（３）次に掲げる団体の代表者　７人以内

ア　瑞穂町町内会連合会

イ　瑞穂町社会福祉協議会

ウ　瑞穂町商工会

エ　瑞穂町小中学校ＰＴＡ連絡協議会

オ　瑞穂町寿クラブ連合会

カ　瑞穂町環境審議会

キ　瑞穂町の協働を考える会議

（４）次に掲げる行政機関から選出された者　２人

ア　警視庁福生警察署

イ　東京消防庁福生消防署

（５）町職員のうち、次に掲げる職にある者　６人

ア　議会事務局長

イ　企画部長
ウ　住民部長
エ　福祉部長
オ　都市整備部長
カ　教育部長

２　前項第２号の公募による住民は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、応募の時点において年齢が１５歳以上のものとする。

（１）町の区域内（以下「町内」という。）に住所を有する者

（２）町内に在勤する者

（３）町内の高等学校に在学する者

（任期）

第４条　協議会の委員の任期は、第２条の規定による提言をもって終了する。

２　委員に欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長１人及び副会長２人を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会は、会長が招集し、議長となる。

２　協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

３　協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見聴取）

第７条　協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（謝礼）

第８条　委員うち有識者には、予算の範囲内で謝礼を支払うものと

する。

（庶務）

第９条　協議会の庶務は、企画部管財課において処理する。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、瑞穂町審議会等の設置及び運営に関する指針（平成２０年訓令第２６号）の例による。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成２６年７月１日から施行する。ただし、次項の規定は、告示の日から施行する。

（準備行為）

２　第３条に規定する委員の委嘱又は任命について必要な行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

（失効）

３　この告示は、平成２８年３月３１日限り、その効力を失う。

瑞穂町新庁舎建設基本計画協議会　委員名簿

任期：平成２６年７月３０日～瑞穂町新庁舎建設基本計画（案）の提言まで　　敬称略

	種別	氏名	団体名等	性別	備考
1	有識者	きたやま　かずひろ 北山　和宏	首都大学東京 都市環境科学研究科建築学域 教授 専門：建築構造学、耐震工学、地震工学	男	
2	有識者	すなが　のぶゆき 須永　修通	首都大学東京 都市環境科学研究科建築学域 教授 専門：建築環境学、省エネルギー、自然エネルギー利用	男	
3	公募	いのうえ　ひとし 井上　一志		男	
4	公募	たなか　みちはる 田中　道治		男	
5	公募	としみつ　のぼる 利光　昇		男	
6	団体	とりうみ　かつお 鳥海　勝男	瑞穂町町内会連合会	男	
7	団体	やまぐち　ひとし 山口　斉	瑞穂町社会福祉協議会	男	副会長
8	団体	いのまた　たかあき 猪俣　貴昭	瑞穂町商工会	男	副会長
9	団体	ほし　しんいち 星　伸一	瑞穂町小中学校ＰＴＡ連絡協議会	男	
10	団体	ふるかわ　きよこ 古川キヨ子	瑞穂町寿クラブ連合会	女	
11	団体	たきざわ　ちよこ 瀧澤千代子	瑞穂町環境審議会	女	
12	団体	かと　さおり 加戸　佐織	瑞穂町の協働を考える会議	女	会長
13	行政機関	はしもと　みつひろ 橋本　満裕	警視庁福生警察署生活安全課	男	
14	行政機関	さかの　ふみお 阪野　文朗	東京消防庁福生消防署瑞穂出張所	男	
15	職員	いとう　たかひろ 伊藤　孝裕	瑞穂町議会事務局長	男	平成２６年１０月２２日まで
	職員	くりはら　ひろゆき 栗原　裕之		男	平成２６年１１月１日から
16	職員	たなべ　ゆたか 田辺　健	瑞穂町企画部長	男	
17	職員	くりはら　ひろゆき 栗原　裕之	瑞穂町住民部長	男	平成２６年１０月３１日まで
	職員	よこざわ　かずや 横澤　和也		男	平成２６年１１月１日から
18	職員	むらの　かげつ 村野　香月	瑞穂町福祉部長	男	
19	職員	たなか　かずよし 田中　和義	瑞穂町都市整備部長	男	
20	職員	さかうち　ゆきお 坂内　幸男	瑞穂町教育部長	男	

瑞穂町新庁舎建設基本計画協議会
検討経過

回	開催日時	場所	議題
第１回	平成２６年７月３０日（水） 午前１０時から	瑞穂町議会 全員協議会室	・委嘱状及び任命辞令交付 ・協議会の目的及びスケジュール ・町民アンケート案について
第２回	平成２６年８月１２日（火） 午後１時１５分から	町民会館 第２会議室	・アンケート調査票について ・青梅市庁舎視察について
町民アンケート実施　発送８月２２日～締切９月５日			
第３回	平成２６年９月２９日（水） 午後１時３０分から	町民会館 第２会議室	・建設の予定地、規模、概算費用、時期について報告 ・町民アンケート調査集計結果について ・庁舎機能について協議
第４回	平成２６年１０月２１日（火） 午後３時から	町民会館 ホール	・利用者の利便性が高い施設について ・高齢者や障がい者が利用しやすい庁舎について
第５回	平成２６年１１月２６日（水） 午後４時から	町民会館 第２会議室	・建設の予定地、規模、概算費用、時期について報告 ・災害時拠点機能、安全・安心のための機能について ・省エネルギー対策、高効率機器の導入、維持管理費の低減について
第６回	平成２６年１２月１５日（月） 午前９時３０分から	瑞穂町議会 全員協議会室	・新庁舎に必要な機能について
第７回	平成２７年１月１６日（金） 午前９時３０分から	町民会館 第１会議室	・基本計画（素案）について
第８回	平成２７年２月４日（水） 午前９時３０分から	町民会館 第１会議室	・基本計画（素案）について
第９回	平成２７年２月２５日（水） 午前９時３０分から	町民会館 第２会議室	・基本計画（案）について